キャッシュレス決済における顧客認証と民法478条

| メタデータ | 言語: jpn |
|-------|-----------------------------------|
| | 出版者: 明治大学法律研究所 |
| | 公開日: 2020-05-27 |
| | キーワード (Ja): |
| | キーワード (En): |
| | 作成者: 川地, 宏行 |
| | メールアドレス: |
| | 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/20800 |

【論 説】

キャッシュレス決済における顧客認証と民法478条

川 地 宏 行

目 次

はじめに

第1章 顧客認証と民法478条をめぐる判例法理

第2章 預金者保護法

第3章 民法478条における真の債権者の帰責事由

第4章 キャッシュレス決済不正利用事案の裁判例

第5章 ドイツの法状況

第6章 キャッシュレス決済の不正利用における責任分担

はじめに

近時、現金を用いないキャッシュレス決済の利用が増加しており、人々の日常生活に深く浸透している。キャッシュレス決済には以前から利用されてきたクレジットカード、振込、口座振替の他、最近になって利用が激増しているネットバンキング、デビットカード、電子マネー、コード決済、スマホ決済などもこれに含まれる。キャッシュレス決済は、その利便性の高さについて改めて言及するまでもないが、その反面、無権限者の本人なりすましによる不正利用の危険性も内包している。キャッシュレス決済の不正利用を未然に防ぐために、キャッシュレス決済サービス業者は顧客認証システムを構築して利用時に本人確認を行うことで対処しているが、それにもかかわらず無権限者による不正利用が後を絶たない。現に、フィッシングやウイルスソフト等のハイテク技術を用いて他人のIDやパスワード

を不正に取得したうえでネットバンキングにより不正送金をする事件が多発しており $^{(1)}$ 、また、2019年7月に開始された大手コンビニのスマホ決済サービスが、無権限者による不正利用が相次いだことから、わずか3か月で運用の停止に追い込まれる事態も発生している $^{(2)}$ 。

そこで問題となるのが、キャッシュレス決済が無権限者に不正利用された場合に生ずる損失をキャッシュレス決済サービス業者と顧客のいずれが負担すべきかをめぐる責任分担ルールである。多くの場合、業者が作成した約款において責任分担を定めた条項が設けられており、当該条項によって紛争の解決が図られるが、責任分担条項が事前に設けられていない場合には民法の条文を適用して対処せざるをえない。また、業者の約款において責任分担条項が定められている場合でも、当該条項が顧客に全損失を負担させながら業者の責任を免除する内容の免責条項であった場合、免責条項の有効性を判定するにあたり、当該条項が定められていなかったならば適用あるいは類推適用されたであろう法規定は何かが問われることになる。キャッシュレス決済の不正利用は無権限者が顧客になりすますことによって惹き起こされるので、権利外観法理(表見法理)の具体化である表見代理規定(民法109条、110条、112条)の類推適用がまず考えられるが、顧客認証手段の不正使用により預金が不正に払い戻された事案において民法478条を適用する判例法理がすでに確立していることから、キャッシュレス決済不正利用事案においても民法

民法 478 条は債権者あるいは弁済受領権者の外観を有する無権限者(表見受領権者、2017 年民法改正前の「債権の準占有者」)に対して債務者が善意無過失で弁済した場合に、債権を消滅させることにより債務者を免責させる規定であるが、従来から判例通説は民法 478 条を特殊な権利外観法理規定と位置付け、同条の要件として真の債権者の帰責事由を不要と解していることから、キャッシュレス決済不正利用事案に民法 478 条が類推適用されると、業者が善意無過失であれば顧客に何ら帰責性がない場合でも顧客が全損失を負担させられることになる。

しかしながら、顧客認証システムを構築し運営するキャッシュレス決済サービス 業者が自身の無過失を理由に自らは責任を免れ、その一方で、帰責性のない顧客に

478条が類推適用されることも考えられる。

⁽¹⁾ 日本経済新聞 2019 年 10 月 8 日と 10 月 25 日朝刊。

⁽²⁾ 日本経済新聞 2019 年8月2日朝刊。

全損失を負担させるという対応は、帰責性のない顧客に酷な結果を強いることから世論の反発を招くおそれが高い。現に1980年代以降、偽造・盗難キャッシュカードを使用した預金不正払戻事件が多発したが、民法478条の適用あるいは同条を具体化した免責条項の効力によって、預金債権の債権者である預金者が何ら帰責性がないにもかかわらず全損失の負担を強いられたことから、世論の激しい批判を招き、最終的には2005年に「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)が制定され、金融機関が善意無過失であっても預金者に過失(帰責性)がなければ預金者は一切の損失負担を免れるとした規定が新たに設けられるに至った。そこから推察するに、キャッシュレス決済不正利用事案においても預金者保護法に定められたのと同等レベルの顧客保護が求められるのではないだろうか。

海外に目を転じると、わが国と同様、近時のEU においてもキャッシュレス決済の 不正利用における責任分担のあり方が問題とされているが、第一次(2007年)と第二 次 (2015 年) の二度にわたる決済サービス (payment services ; Zahlungsdienste) 指令により、キャッシュレス決済をはじめとする決済サービスに関する民事規定の 国内法化が加盟国に義務付けられ、ドイツでは、2009年のドイツ民法(BGB)改 正により典型契約の一つとして 675c 条以下に決済サービス規定が設けられた(その 後、2017 年に第二次指令の国内法化のために BGB が再度改正された)。そして、 無権限者により決済サービスが不正利用された場合における業者と顧客間の責任 分担については、業者が善意無過失であっても顧客に過失(帰責性)がなければ顧 客は一切の損失負担を免れ業者が全損失を負担するという、わが国の預金者保護法 と類似した(民法478条とは正反対の)内容の条文がBGB内に設けられている。 これに対して、わが国ではキャッシュレス決済をめぐる民事法規定が未だ整備さ れておらず、最近になってようやくキャッシュレス決済不正利用事案において免責 条項の効力が問われた下級審裁判例が何件か登場するようになったという段階で あり、ドイツをはじめ EU 諸国と比較して、この問題への法的対応が大幅に遅れて いることは否めない。このようなわが国の法状況に鑑み、キャッシュレス決済の不 正利用における責任分担の問題につき早急に解決策の提示が求められている(3)。

⁽³⁾ 無権限者による不正利用の問題をはじめとするキャッシュレス決済をめぐる法的諸問題を 扱った文献として、千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』(民事法研究会、2019

本稿は、キャッシュレス決済の不正利用に対処するために業者が約款に定めた免責条項について、その有効性を支えていると考えられている民法 478 条の問題点を解明することによって⁽⁴⁾、帰責性のない顧客に損失負担を強いる免責条項の効力を否定するとともに、ドイツ法を参照して、キャッシュレス決済をめぐる契約関係を委任契約的に構成することにより、帰責性のない顧客に損失を負担させない内容の責任分担ルールを提唱するものである。

本稿の構成として、まず最初に、無権限者による顧客認証手段の不正使用が問題 となった代表的な案件として預金不正払戻事案を採り上げ、同事案において形成さ れた判例法理 (第1章)、ならびに、機械払の預金不正払戻事案に適用範囲が限定 されているものの民法478条とは正反対の責任分担ルールを定めている預金者保 護法(第2章)についてそれぞれ検討した後、民法478条の要件として真の債権 者の帰責事由を要求すべきか否かをめぐる学説の議論状況を考察する(第3章)。 続いて、キャッシュレス決済の不正利用事案に関する近時の下級審裁判例を検討 して、キャッシュレス決済の不正利用に対処するための免責条項に民法 478 条が 多大な影響を及ぼしている実態を解明し(第4章)、さらに、預金不正払戻事案と キャッシュレス決済不正利用事案の双方に共通した責任分担ルールを定めた条文 を民法に設けているドイツの法状況を分析して(第5章)、預金契約とキャッシュ レス決済サービス契約の法的性質を委任契約的に捉えることによって、民法 478 条に過度に依存した従来型の債権総論的視点からではなく、委任契約の性質を有す るキャッシュレス決済サービス契約の本質から、顧客認証をめぐり業者と顧客の双 方に課される注意義務を明らかにしたうえで、当事者にとって公平な責任分担ルー ルの提唱を試みる(第6章)。

年)がある。なお、筆者は同書においてドイツ法の執筆を担当している。拙稿「第8章 ドイツ民法における決済サービス規定の改正と判例学説」147頁以下(拙稿①)。

⁽⁴⁾ 筆者は別稿において預金不正払戻事案に民法 478 条を適用することの問題点を分析し、その研究成果をすでに公表している。拙稿「預金不正払戻事案への民法 478 条の適用に対する批判的考察」近江幸治先生古稀記念『社会の発展と民法学(下巻)』(成文堂、2019年) 145 頁以下(拙稿②)。本稿は、先の研究成果をさらに発展させ、キャッシュレス決済の不正利用事案における免責条項に対して民法 478 条が及ぼす弊害の解明を試み、あるべき責任分担ルールの構築を目指す。

第1章 顧客認証と民法478条をめぐる判例法理

第1節 預金払戻と顧客認証

キャッシュレス決済の利用に際して実際の利用者が顧客本人であるか否かを確認する顧客認証が行われているにもかかわらず、無権限者が顧客本人になりすましてキャッシュレス決済を不正利用した場合に、そこから生じた損失を業者と顧客のいずれが負担すべきか。取引に際して定型化された顧客認証が行われる典型的事案として預金不正払戻事案が挙げられるが、同事案をめぐっては従来から数多くの裁判例が蓄積され、最高裁による判例法理も形成されていることから、キャッシュレス決済の不正利用の問題を考えるにあたり、預金不正払戻事案に関する判例法理を参照することが有益であると思われる。現に後述するキャッシュレス決済不正利用事案における下級審裁判例は、預金不正払戻事案をめぐる最高裁判例から多大な影響を受けている。そこで、本章では、キャッシュレス決済不正利用事案の問題を考えるための手がかりを得ることを目的として、預金不正払戻事案において最高裁によって形成された判例法理を考察する。

第2節 窓口払の預金不正払戻事案

金融実務では従来から、金融機関の窓口において預金の払戻を受ける際に、払戻請求者は預金通帳の呈示と払戻請求書への押印を求められ、預金通帳が真正なものであることの確認、ならびに、払戻請求書に押捺された印影と届出印を照らし合わせる印鑑照合によって、払戻請求者が預金者本人であることの顧客認証が行われている。そして、つい最近まで、預金通帳の真正性確認と適切な印鑑照合を経て金融機関が預金払戻に応じたのであれば、払戻請求者が預金者ではなく無権限者であった場合でも金融機関が免責される旨の免責条項が約款に設けられていた(なお、現在ではこのような内容の免責条項は廃止されている)。

昭和30年代頃までの判例では、窓口払の預金不正払戻事案において、免責条項の効力として金融機関の免責が認められていたが⁽⁵⁾、昭和40年代以降になると、

⁽⁵⁾ 大判明治 41 年 11 月 2 日民録 14 輯 1079 頁、最判昭和 32 年 12 月 19 日民集 11 卷 13 号 2278 頁等。

窓口払の預金不正払戻事案に民法 478 条を適用する判例法理が形成された⁽⁶⁾。そして、民法 478 条と免責条項の関係については、免責条項を民法 478 条の具体化と解し、顧客認証において金融機関に過失がある場合には、民法 478 条による免責が受けられないだけではなく、免責条項の効力も認められないとされた⁽⁷⁾。このように、判例は、預金払戻の法的構成を預金債権の弁済と解したうえで、窓口払の預金不正払戻を改正前民法 478 条における債権の準占有者に対する弁済と捉え、金融機関の免責条項については民法 478 条の具体化であるとして、同条の適用による場合のみならず免責条項の効力による場合においても金融機関の善意無過失を免責の要件としている。そして、窓口払の預金不正払戻事案における金融機関の無過失認定においては印鑑照合義務を遵守したか否かが重要な判断基準とされてきた⁽⁸⁾。

以上のように、窓口払の預金不正払戻事案の判例によると、民法 478 条を適用する場合のみならず免責条項の効力が問題とされる場合においても、金融機関の善意無過失が金融機関が免責されるための要件とされており、過失がある金融機関は免責されないが、その一方で、判例通説は民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由を不要と解していることから、預金債権の債権者である預金者に何ら帰責性がない場合でも預金債権の債務者である金融機関が善意無過失であれば金融機関は責任を免れ、帰責性のない預金者が全損失を負担するものと解されている。そして、免責条項を民法 478 条の具体化と解する判例の下では、免責条項の効力として金融機関が免責を受ける場合にも預金者の帰責性は不要とされてきた。

第3節 機械払の預金不正払戻事案

一 最高裁平成5年判決

1. 事案

現金自動支払機(キャッシュディスペンサー)あるいは現金自動預入支払機(ATM)において無権限者が盗難・偽造キャッシュカードを挿入したうえで正確な暗証番号を入力して預金の払戻を受ける機械払の預金不正払戻事案について、最高

⁽⁶⁾ 最判昭和 41 年 10 月 4 日民集 20 巻 8 号 1565 頁、最判昭和 42 年 12 月 21 日民集 21 巻 10 号 2613 頁等。 窓口払の預金不正払戻事案に民法 478 条を適用する判例法理の詳細については拙稿「民法四七八条における債務者保護要件」法論 81 巻 1 号 62-70 頁(拙稿③)。

⁽⁷⁾ 最判昭和50年6月24日金法763号34頁。

⁽⁸⁾ 印鑑照合義務の程度については、最判昭和46年6月10日民集25巻4号492頁。

裁がはじめて見解を示したのが最判平成 5 年 7 月 19 日判時 1489 号 111 頁である。預金者 X (原告・控訴人・上告人) のキャッシュカードを使用した何者かにより銀行 Y (被告・被控訴人・被上告人) の現金自動支払機から預金が引き出されたが、 X はキャッシュカードを一度も使用した経験がなく、本件で問題となったキャッシュカードは磁気ストライプ上に暗証番号が印磁されている「非ゼロ化」カードであり、市販のカードリーダーで暗証番号を読みとることが技術的に可能であった。 Y の約款 (カード規定) には、「支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ預金を払い戻しました場合には、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行及び提携行は責任を負いません」という内容の免責条項(免責約款)が定められていた。 X は不正払戻金相当額の預金の返還を求めて訴えを提起したが、これに対して、Y は免責条項の効力による免責と、民法 478 条の適用による免責を主張した。一審と原審は、いずれも民法 478 条の適用を回避しつつ、免責条項の効力を認めることにより Y を免責して X の請求を棄却した (9) 。

2. 判旨

Xが上告したが、最高裁も一審ならびに原審と同様に本件を免責条項の問題と し、以下の理由により免責条項の効力を認め、上告を棄却した⁽¹⁰⁾。

- ①「銀行の設置した現金自動支払機を利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、銀行が預金者に交付していた真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合には、銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り、銀行は、現金自動支払機によりキャッシュカードと暗証番号を確認して預金の払戻しをした場合には責任を負わない旨の免責約款により免責されるものと解するのが相当である」。
- ②「当時 Y が X を含む預金者に交付していたキャッシュカードの磁気ストライプ上には、預金者が Y に届け出た暗証番号がコード化されて記録されていた」が、

⁽⁹⁾ 山下友信「銀行取引と免責約款の効力」石田喜久夫=西原道雄=高木多喜男先生還曆記念『金融法の課題と展望』(日本評論社、1990年) 189 頁以下、河上正二「キャッシュ・ディスペンサーからの現金引出しと銀行の免責」幾代通先生古稀記念『財産法学の新展開』(有斐閣、1993年) 341 頁以下。

⁽¹⁰⁾ 評釈として、河上正二・民法判例百選Ⅱ(第5版)88頁、後藤紀一・手形小切手判例百選(第5版)216頁、尾島茂樹・消費者取引判例百選138頁等。

市販のカードリーダーをパソコンに接続して「暗証番号を解読するためにはコンピューターに関する相応の知識と技術が必要であることは明らかである(なお、記録によれば、本件支払がされた当時、このような解読技術はそれほど知られていなかったことがうかがえる。)から、Yが当時採用していた現金自動支払機による支払システムが免責約款の効力を否定しなければならないほどの安全性を欠くものということはできしない。

3. 最高裁平成5年判決の意義と問題点

最高裁平成5年判決は、預金者に交付済みの真正カードが不正使用された場合に限定して免責条項の効力が認められるとした。これにより、偽造カードが使用された預金不正払戻事案では、金融機関は本件のような免責条項によって免責されないことが明らかとなった。機械払の預金払戻においては、キャッシュカードを機械に挿入することによる所持認証(預金者本人しか所持していないはずのカードが使用されたことを以て払戻請求者を預金者本人であると確認する)、ならびに、暗証番号の入力による記憶認証(預金者本人しか知らないはずの暗証番号が入力されたことを以て払戻請求者を預金者本人であると確認する)という二種類の認証方法によって顧客認証が行われるが、偽造カードの使用により預金が不正に払い戻された場合、預金者は真正カードを手元に置いて適切に管理していても、無権限者が偽造カードを使用することにより預金が不正に払い戻されるので、所持認証が機能しておらず、システムのセキュリティに欠陥があるといえることから、金融機関が免責されないのは当然である。これを金融機関の注意義務として構成し直すと、金融機関は偽造カードを受け付けないように顧客認証システムの安全性を確保する注意義務を課せられていることになる。

また、最高裁は、金融機関による暗証番号の管理が不十分であったなどの特段の事情がないことも免責条項の効力が認められるための要件とした。そして、本件の「非ゼロ化カード」において暗証番号の解読が技術的に可能であることを認めたうえで、実際には解読が困難であることを理由に、免責条項の効力を否定しなければならないほど安全性が欠如しているわけではないとしている。これらを総合すると、金融機関のセキュリティの不備から預金者の暗証番号が外部に漏えいしたり、無権限者がカードから暗証番号を解読することが容易である場合には、預金者が暗証番号を他者に知られないように気を付けていても、システムの不備を利用して暗証番

号を入手した無権限者による預金不正払戻が可能となり、記憶認証が適切に機能しなくなるので、免責条項の効力が否定される。これを金融機関の注意義務に置き換えると、暗証番号が外部に漏洩しないように、かつ、無権限者により暗証番号が容易に解読されないようにシステムの安全性を確保する注意義務が金融機関に課せられていることになる。

以上により、最高裁平成5年判決は、偽造カードを受け付けないようにシステムの安全性を確保する注意義務、ならびに、暗証番号が外部に漏えいしたりカードから容易に解読されたりしないようにシステムの安全性を確保する注意義務を金融機関に課しており、金融機関が当該注意義務に違反した場合には、金融機関の過失が認定され、免責条項の効力が否定される。

機械払の預金払戻における顧客認証システムは、所持認証と記憶認証という二種類の認証方法により顧客認証を行うシステムであり、偽造カードを用いた不正払戻が可能である、あるいは、暗証番号が外部に漏えいしたり容易に解読が可能であるならば、所持認証あるいは記憶認証が適切に機能しなくなるので、顧客認証システムの安全性が欠けることになる。それ故、こうした不正払戻の可能性を排除する注意義務を金融機関に課すことは当然といえる。この限りで最高裁の見解は正当なものといえる。

しかしながら、その一方で最高裁が預金者の帰責事由について何ら言及していない点には問題があるように思われる。最高裁の見解に従うと、無権限者により盗難カード(無権限者に盗まれた真正カード)が使用されて預金が不正に払い戻された事案において、システムの安全性確保に関して金融機関に過失がなければ、預金者に何ら帰責性がない場合でも金融機関は免責され、預金不正払戻から生じた損失はすべて預金者が負担することになるが、これは民法 478 条を適用した場合と同じ結論であり、民法 478 条の適用を回避して、免責条項の効力の問題として処理しているにもかかわらず、民法 478 条における判例通説が免責条項の効力の有無を判定する際にも強い影響力を及ぼしていることになる。

二 最高裁平成 15 年判決

1. 事案

機械払の預金不正払戻事案において民法 478条の適用の可否につき最高裁が初めて見解を明らかにしたのが、最判平成 15年4月8日民集57巻4号337頁である。

銀行Y(被告・被控訴人・被上告人)のATMでは、キャッシュカードもしくは 預金通帳を挿入したうえで暗証番号を入力することにより預金の払戻ができるシス テムになっていた。ところが、Yの約款(貯蓄預金規定、カード規定)には、預金 通帳を使用して機械払いができる旨(通帳機械払)の規定がなく、また、通帳機械 払において預金不正払戻がなされた場合の免責条項も定められていなかった。**Y**に 貯蓄預金口座を開設していた預金者 X (原告・控訴人・上告人) は自宅近くの駐車 場に駐車していた自動車のダッシュボード内に預金通帳を保管していたが、何者か が自動車を盗み、車内に保管されていた預金通帳も窃取された。Xは警察に自動車 の盗難届を提出したが、預金通帳を車内に保管していたことに気づいたのがその日 の夜であり、翌日の午前中に、Yの支店に赴いて盗難届を提出し、午前 10 時53 分 に口座が封鎖された。ところが、すでにその日の午前8時52分から9時56分ま での間に、預金通帳を使用して \mathbf{Y} の \mathbf{A} 支店の \mathbf{ATM} において $\mathbf{1}$ 万円の引出が $\mathbf{1}$ 回、 50 万円ずつの引出が 6 回、次いで、B 支店の ATM において 50 万円ずつの引出が 2回、その後、A 支店の ATM に戻って 50 万円ずつの引出が 4回、最後に C 支店の ATM において 50 万円ずつの引出が 4 回なされた。暗証番号はいずれも正確に入 力されていた。なお、X はキャッシュカードもしくは預金通帳を使用して ATM か ら預金の払戻を受けた経験が一度もなかった。それどころか、Xは預金通帳を使用 して ATM から預金を引き出せること自体を知らなかった。X は本件払戻金相当額 の預金の返還を求めて訴えを提起したが、これに対しYは民法 478 条による免責 を主張した。一審、原審ともに、機械払事案にも民法478条が適用されるとしたう えで、同条の要件を具備することを理由にYの免責を認め、Xの請求を棄却した。

2 判旨

Xが上告をしたところ、最高裁は以下の理由により原判決を破棄するとともに一審判決を取り消して、請求を認容した⁽¹¹⁾。

①「無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法478条

⁽¹¹⁾ 調査官解説として、松並重雄・最判解民事篇平成 15 年度(上)223 頁。本判決の評釈として、河上正二・民法判例百選Ⅱ(第8版)72 頁、宮廻美明・手形小切手判例百選(第6版)218 頁等。なお、平成5年判決と平成15年判決を総合的に分析する試みとして、岩原紳作『電子決済と法』(有斐閣、2003年)170-177 頁、拙稿「偽造・盗難キャッシュカードによる預金の不正引出と責任分担」専修大学法学研究所紀要31『民事法の諸問題XII』47-65 頁(拙稿④)。

の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条 の適用を否定すべきではない |。

- ②「債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除するよう注意義務を尽くしていたことを要する」。
- ③「機械払の方法による払戻しは、窓口における払戻しの場合と異なり、銀行の係員が預金の払戻請求をする者の挙措、応答等を観察してその者の権限の有無を判断したり、必要に応じて確認措置を加えたりするということがなく、専ら使用された通帳等が真正なものであり、入力された暗証番号が届出暗証番号と一致するものであることを機械的に確認することをもって払戻請求をする者が正当な権限を有するものと判定する」。「このように機械払においては弁済受領者の権限の判定が銀行側の組み立てたシステムにより機械的、形式的にされるものであることに照らすと、無権限者に払戻しがされたことについて銀行が無過失であるというためには、払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るように組み立てられ、運営されるものであることを要する」。
- ④「Yは、通帳機械払のシステムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠り」、「Xは通帳機械払の方法により預金の払戻しを受けられることを知らなかった」。
- ⑤「無権限者による払戻しを排除するためには、預金者に対し暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせる必要がある」。「通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するというべきであるから、Yは、通帳機械払のシステムについて無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたということはできず、本件払戻しについて過失があったという

べきである。

⑥ [X は、本件暗証番号を本件車両の自動車登録番号の4桁の数字と同じ数字とし、かつ、本件通帳をダッシュボードに入れたまま本件車両ごと盗まれ、本件暗証番号を推知されて本件払戻しがされたものと認められるから、本件払戻しがされたことについてはX にも帰責事由が存するというべきであるが、この程度の帰責事由をもってY に過失があるとの前記判断を覆すには足りない」。

3. 最高裁平成 15 年判決の意義と問題点

平成 15 年判決は、最高裁として初めて機械払の預金不正払戻事案に民法 478 条が適用されることを認めた点、対面取引である窓口払事案とは異なり非対面取引である機械払事案では払戻時に通帳やカードの真正性確認と暗証番号の照合によって形式的・機械的に本人確認が行われるにすぎないということに着目して、無権限者による不正払戻を排除するために機械払システムの設置管理の全体にわたり広範な注意義務を金融機関に課した点、位置付けが不明確ではあるが預金者の帰責事由に言及した点において意義のある内容を有しているが、以下に示すように重大な問題点を内包している。

最高裁は、機械払システムの設置管理の全体について可能な限度で無権限者による払戻を排除し得るように組み立てられ運営されることが必要であるとし、そのために金融機関に広範な注意義務を課したうえで、当該注意義務に違反した場合には民法 478 条の善意無過失が認定されないとしているが、注意義務の中に「預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等」、「機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め」、「無権限者による払戻しを排除するためには、預金者に対し暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせる必要がある」とした点には問題がある。ただし、注意を要するのは、このような義務を課したこと自体が問題なのではなく、このような義務を民法 478 条の善意無過失が認定されるために必要な注意義務と位置付けたことが問題なのである。

最高裁は民法 478 条を適用したうえで、同条における善意無過失要件を具備するために必要な金融機関の注意義務として、預金者に通帳、カード、暗証番号などを適切に管理させるために、これらを用いて機械払ができる旨を預金者に明示する

義務を金融機関に課しているが、民法 478 条が債務者の信頼を保護する規定であることを考えると、預金債権の債務者である金融機関の善意無過失とは、払戻請求者が預金者の外観を有する無権限者であるという事実について金融機関が気付かず(善意)、かつ、気付かなかったことについて過失がないことを意味する。この場合の金融機関の注意義務は「外観が虚偽であることに気付くべき注意義務」であり、このような注意義務に違反して虚偽の外観を信じても金融機関の有過失が認定されるので、民法 478 条の善意無過失要件を満たさず、債務者である金融機関の免責は否定されることになる。

これに対して、機械払のために用いられる顧客認証手段である通帳、カード、暗証番号等を預金者に適切に管理させるための注意喚起をする義務を金融機関に課すことは、「外観が虚偽であることに気付くべき注意義務」を超えて、「虚偽の外観が作出されるのを防止する注意義務」を金融機関に課すことになる。このような注意義務を民法 478 条の善意無過失の認定に必要な注意義務と位置付けるならば、民法 478 条は虚偽の外観を正当に信頼した債務者を保護する制度ではなく、虚偽の外観の作出を適切に防止した債務者を保護する制度になってしまうのではないか。そもそもこのような疑念が生じる原因は、判例通説が民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由を不要としていることに求められる。「虚偽の外観の作出防止」は、本来、真の債権者の責任領域であり、預金債権の債権者である預金者は、通帳、カード、暗証番号などの顧客認証手段を適切に管理することによって、無権限者に顧客認証手段を不正使用されてその者が預金者であるかのような虚偽の外

そして、民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由が要求されるのであれば、顧客認証手段を適切に管理しなかった預金者に虚偽の外観作出についての帰責事由があると認定され、善意無過失の金融機関を保護するために、預金者が損失を負担することになる。そして、顧客認証手段の適切な管理について金融機関が預金者に注意喚起をしなかった点は、預金者の帰責事由を否定する理由として考慮され、金融機関が預金者への注意喚起をしなかったことが原因で預金者が顧客認証手段の適切な管理を怠り、その結果、無権限者が顧客認証手段を不正に取得して預金者の外観が作出されたのであれば、金融機関が注意喚起を怠った分だけ預金者の帰責事由が否定される要因になり得る。

観が作出されるのを防止すべきである。

ところが、判例は真の債権者である預金者の帰責事由を民法 478 条の要件としていないので、金融機関が預金者に対して顧客認証手段を適切に管理するように注意喚起をしなかった点について、預金者の帰責事由を判定する際に考慮することができない。それ故、金融機関が預金者に対する注意喚起を怠った点は、債務者である金融機関の善意無過失要件において考慮せざるを得なくなり、その結果、虚偽の外観作出を防止する注意義務まで債務者である金融機関に負わせるという本判決の判断に至ったのではないか。

また、最高裁は、本件において預金者の帰責事由を認定しながら、金融機関の有過失を否定するほどの高い帰責性はないという理由で、金融機関の免責を否定する結果に影響を与えないとしたが、一見したところ不可解なこのような判示がなされた原因も、本来は真の債権者である預金者の帰責事由と結び付けるべき「虚偽の外観作出を防止するための顧客認証手段の適正な管理」の問題を、真の債権者の帰責事由が要件とされていないことから、いわばその代替措置として、債務者である金融機関が善意無過失を認定されるために遵守すべき注意義務と結び付けられたことに求められるのではないか。

誤解を招かないために繰り返すが、平成 15 年判決が金融機関に課した「虚偽の外観作出を防止する義務」は、あくまでも「民法 478 条において債務者が善意無過失を認定されるために遵守すべき注意義務」として課すことが不当なのであって、預金不正払戻を防止するために金融機関にこのような義務を課すこと自体は正当であるという点である。それでは、このような齟齬が生じるのは何故か。その原因は民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由を不要とした判例通説に求められると思われる。

また、平成 15 年判決は、預金者により顧客認証手段が適切に管理されることが 重要であるとし、そのために預金者に顧客認証手段を適切に管理するよう注意喚起 をする義務を金融機関に課しながら、その一方で、「顧客認証手段を適切に管理す る義務」を預金者が負うことを明言していない。これも、民法 478 条の要件とし て真の債権者の帰責事由を不要としていることの弊害といえる。現在の判例通説 では、債務者である金融機関が善意無過失であれば、真の債権者である預金者は帰 責性の有無を問わず損失の負担を強いられるので、預金者に顧客認証手段を適切に 管理する義務を課しても、当該義務を遵守したか否かで損失負担の結論が変わるわ けではなく、このような義務を課すことが無意味だからである。つまり、真の債権者の帰責事由を不要とする民法 478 条を預金不正払戻事案に適用することにより、虚偽の外観作出を防止する義務を負わないはずの債務者(金融機関)が注意喚起というかたちではあるが外観作出防止義務を負わされ、顧客認証手段を適切に管理しさえすれば虚偽の外観の作出を防ぐことができる地位にある真の債権者(預金者)に虚偽の外観作出の防止義務(顧客認証手段を適切に管理する義務)が課されないという奇妙な逆転現象が生じることになる。

以上に示したように、最高裁平成 15 年判決を細かく分析すると、真の債権者の 帰責事由を不要と解する判例通説の下で預金不正払戻事案に民法 478 条を適用す ることの問題点が明らかとなる。

第2章 預金者保護法

一 適用範囲

預金者保護法(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預 貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律)は2005年に制定され、翌年 から施行されている⁽¹²⁾。同法の適用対象は、金融機関が「個人」の預金者に交付 したカードや預金通帳またはそれに類するもの(偽造カード等)を使用して行わ れる機械式払戻と機械式借入である(2条)。また、同法は偽造カード事案と盗難 カード事案を区別したうえで(この区別は最高裁平成5年判決でも前提とされてい る)、各事案毎に金融機関と預金者との間の責任分担が定められている。

二 偽造カード事案の責任分担

偽造カードが使用された場合は民法 478 条の適用が排除され、払戻は無効となる (3条)。ただし、預金者に故意があった場合、あるいは、金融機関が善意無過失で、かつ、預金者に重過失があった場合、払戻は有効となる (4条)。

⁽¹²⁾ 同法の内容については、石田祐介「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」ジュリ 1299 号 12 頁以下、高見澤昭治=齋藤雅弘=野間啓『預金者保護法ハンドブック』(日本評論社、2006年) 4 頁以下。

三 盗難カード事案の責任分担

盗難カード(盗まれた真正カード)による不正払戻について、民法478条の適用 は排除されないが(3条但書)、民法478条の適用によって不正払戻が有効とされ た場合でも、預金者は金融機関に対して「補てん請求権」を取得する(5条)。盗 難カードの使用により不正払戻の被害を受けた預金者は、金融機関に対して真正 カードが盗取されたことを速やかに通知するとともに、金融機関の求めに応じて遅 滞なく盗取に関する事情や状況を説明し、かつ、捜査機関に対して盗難届を提出し た旨を金融機関に申し出ることを要件に、金融機関に対して補てんを請求できる (5条1項)。請求を受けた金融機関は、払戻が盗難カード等を用いて行われた不正 なものではなかったこと、または、預金者に故意があったことを証明した場合を除 き、「補てん対象額」を全額負担する(5条2項本文)。金融機関が自身の善意無過 失ならびに預金者の軽渦失を証明した場合、金融機関は「補てん対象額」の4分の **3**を負担する(5条2項但書)。金融機関が自身の善意無過失、ならびに、(ア)預金 者に重過失があったこと、(イ)預金者の配偶者や二親等内の親族、同居の親族等が カードを使用したこと、(ウ)預金者が盗取に関する事情や状況の説明において金融 機関に対して重要事項について虚偽の説明をしたことのいずれかを証明した場合、 金融機関は補てんをする義務を免れる(5条3項)。「補てん対象額」とは預金者が 金融機関に対して盗難の通知を行ってから30日前以降になされた払戻額に相当す る金額を指す(5条2項・6項)。

四 民法 478 条と預金者保護法

預金者保護法では、金融機関が善意無過失であっても預金者に帰責性がなければ 預金者は一切の損失負担を免れるのが原則となっており、例外的に預金者が全損失 を負担するのは預金者に故意もしくは重過失がある場合に限られ、預金者に軽過失 があるにすぎない場合には預金者は損失額の4分の1を負担すれば足りる。民法 478条では真の債権者である預金者に帰責性がなくても債務者である金融機関が善 意無過失であれば預金者が全損失を負担させられるので、預金者保護法の責任分担 ルールは民法478条のそれとは正反対の内容といえる。同法の施行後は、窓口払 事案では民法478条の、機械払事案では預金者保護法の適用によって金融機関と 預金者間の責任分担が決定されることになった(13)。

⁽¹³⁾機械払の預金不正払戻事案をめぐる判例法理と預金者保護法の関係については、岩原紳

そこで問われるのは、機械払事案に限定して預金者保護法が適用される理由であるが、立法当時、偽造カードや盗難カードを用いた機械払の預金不正払戻事案が多発していたことからこれに対処するためという理由が示されるにとどまっている(14)。しかしながら、時を同じくして窓口払の預金不正払戻事案も多発していたのであり、機械払事案と窓口払事案とで全く正反対の責任分担ルールを設けることを正当化できる合理的根拠は見出しがたいと思われる。後述する全銀協の申合せにより、預金者保護法の適用対象外とされる窓口払の預金不正払戻事案ならびに個人顧客のネットバンキング不正送金事案においても業界の自主規制として預金者保護法と同じ内容の保護が預金者に与えられるようになったが、このことは、責任分担ルールについて機械払事案と窓口払事案とを区別する合理的根拠が存在しないことを暗に示しているといえよう。また、預金者保護法の適用対象において帰責性のない預金者による損失負担が否定されたことは、民法478条の解釈として真の債権者である預金者の帰責事由を不要とする判例通説の問題点を浮き彫りしたともいえる。

五 全銀協の申合せ

全国銀行協会(全銀協)は、平成 20 年 2 月 19 日付で「預金等の不正な払戻しへの対応について」(平成 20 年申合せ)を公表し、預金者保護法の適用対象外とされている「盗難通帳を用いた窓口払いによる預金の不正払戻」ならびに「ネットバンキングにおける不正送金」によって被害を受けた「個人顧客」に対する補償について指針を提示した(15)。

まず、盗難通帳による窓口払の預金不正払戻については、預金者保護法の「盗難カードが使用された場合」と同様の補償を行うことの申合せがなされた。具体的に

作=野間啓=松本貞夫「[鼎談] 偽造・盗難カード預貯金者保護法と理論・実務上の課題」 ジュリ 1308 号 8 頁以下、松本恒雄「預金の不正払戻しに係る判例法理と預貯金者保護 法」ジュリ 1308 号 28 頁以下、原司「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる 不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第4条の要件の検討」 判タ 1320 号 5 頁以下。

⁽¹⁴⁾ 石田·前掲注 (12)120 頁、原·前掲注 (13)17-19 頁、高見澤=齋藤=野間·前掲注 (12)24-29 頁。

⁽¹⁵⁾ 岩本秀治=辻松雄「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」金法 1831 号 25 頁以下、拙稿「預金口座における支払取引・資金移動取引」円谷峻=三林宏編『新たな法規律と金融取引約款』(成文堂、2015 年) 16-17 頁(拙稿⑤)。

は、預金者に過失がなければ金融機関が全額を補償し、金融機関が善意無過失でかつ預金者が軽過失の場合は金融機関が全損失の75%を補償する(預金者の負担は25%)。ただし、預金者に故意もしくは重過失がある場合、補償は行われない。これにより、帰責性のない預金者にも損失を負担させる内容の免責条項は廃止され、本申合せに沿った内容の責任分担条項が各金融機関において設けられることになった。つまり、窓口払事案と機械払事案における対応の違いが本申合せにより解消されたことになる。

次に、個人顧客のネットバンキング不正送金についての申合せでは、「銀行に過失がない場合でもお客さまご自身の責任によらずに遭われた被害については、補償を行うこととする」が、「インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各行が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の類型や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難である」として、個人顧客に重過失や軽過失がある場合の補償の区別については各行の判断に委ねるとしている。これにより、金融機関が善意無過失の場合でも帰責性のない個人顧客はネットバンキングの不正送金から生じた損失の負担を免れることになったが、その一方で、補償において個人顧客と法人顧客の扱いに格差が生ずることとなった(16)。

第3章 民法478条における真の債権者の帰責事由

第1節 従来からの通説とそれに対する批判

前章で考察したように、預金不正払戻事案に関する判例は、民法 478 条を適用するか、あるいは、民法 478 条の具体化である免責条項の効力によるかにかかわ

⁽¹⁶⁾ なお、全銀協は平成 26 年 7 月 17 日付の「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」(平成 26 年申合せ) において、ネットバンキング不正送金事案における法人顧客に対する補償についての申合せを公表したが、帰責性のない個人顧客に対する全額補償を明記した平成 20 年申合せとは異なり、帰責性のない法人顧客に対する全額補償が明記されなかった。鈴木正人「インターネットバンキングの運用を巡る法的留意点」金融財政事情 2018 年 5 月 18 日号 18-20 頁、拙稿⑤・前掲注(15)17-19 頁。

らず、いずれも預金債権の債務者である金融機関が善意無過失であれば、預金債権 の債権者である預金者の帰責性の有無を問わず、金融機関を免責させ、帰責性のな い預金者に全損失を負担させている。

そこで問題となるのが、民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由を不要とする根拠は何かという点である。判例はこの点について明言を避けているが、通説では以下に示す三つの理由が挙げられている⁽¹⁷⁾。

- ①弁済は日常的に頻繁に行われるものであり、他の権利外観法理規定(表見代理規定、民法 94 条 2 項等)が適用される場合よりも、安全かつ簡易迅速に処理することが求められるので、債務者を特別に保護することにより、弁済業務の停滞を回避する必要がある。
- ②他の権利外観法理規定は新たな法律関係を形成する段階に適用されるものであり、保護の対象となる第三者は取引を拒絶できる立場にあるが、民法 478 条で保護される債務者は、既に債務を負っており、履行を拒絶すれば債務不履行責任を課せられる弱い立場にあることから、他の権利外観法理規定の第三者よりも民法 478 条の債務者の方が手厚く保護されるべきである。
- ③民法 478 条によって弁済を有効としても真の債権者は債権を失うだけであり、他の権利外観法理規定における真の権利者のように、新たに義務を負わされたり、所有権を喪失するわけではないので、民法 478 条において真の債権者が被る不利益は他の権利外観法理規定における真の権利者や本人が被る不利益よりも小さい。

このような通説に対して、民法 478 条が権利外観法理の具体化であるならば、他の権利外観法理規定と同様に、債務者保護のために犠牲を強いられる真の債権者の帰責事由を要件とすべきとする見解が以前から有力に主張されている⁽¹⁸⁾。また、

⁽¹⁷⁾ 我妻栄(水本浩補訂)『民法案内5-3(債権法総論下)』(一粒社、1987年) 249-251頁、下森定「債権の準占有者に対する弁済」谷口知平=加藤一郎編『新版民法演習3(債権総論)』(有斐閣、1979年) 222-225頁、幾代通『民法研究ノート』(有斐閣、1986年) 170-171頁、佐久間毅「民法四七八条による取引保護」論叢 154巻4=5=6号 383-387頁、中田裕康『債権総論(第3版)』(岩波書店、2013年) 334-336頁。

⁽¹⁸⁾ 篠塚昭次 = 柳田幸男「準占有と代理資格の詐称」判タ139号6-7頁、星野英一『民法概論Ⅲ(債権総論)』(良書普及会、1978年)240頁、磯村哲編『注釈民法(12)債権(3)』(有斐閣、1970年)98-109頁[沢井裕]、池田真朗「民法四七八条の解釈・適用論の過去・現在・未来」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科篇』(慶應通信、1990年)348-349頁、加藤雅信「債権の準占有者への弁済」同『現代民法学の展開』(有斐閣、1993年)367頁、多田利隆『信頼保護における帰責の理論』(信山社、1996年)

中間的な見解として、債務者の善意無過失を判定する際に真の債権者の帰責事由を考慮すべきとする見解⁽¹⁹⁾、民法 478 条が適用範囲を拡張される場合に要件を絞るために真の債権者の帰責事由を要件に加えるべきとする見解⁽²⁰⁾ などが主張されている。

真の債権者の帰責事由を不要とする通説とこれを必要と解する有力説の争点は、 民法 478 条を「他の権利外観法理規定とは異なる特殊な権利外観法理規定」と解するか⁽²¹⁾、「通常の権利外観法理の具体化の一つ」と捉えるかという点における対立といえるが、最近では、そこからさらに一歩踏み込んだ理論的分析を試みる論者が不要説のみならず必要説からも登場している。以下では代表的論者として佐 人間毅、安永正昭、潮見佳男の見解を順に考察する。

第2節 真の債権者の帰責事由をめぐる近時の代表的見解

一 佐久間説

佐久間毅は民法 478 条において真の債権者の帰責事由が不要とされる理由について以下のように述べる。

民法 478 条を「無理もないと思われる錯誤」に陥った弁済者だけを保護する例外的規定と位置付けるのが立法趣旨であるとしても、隣接する民法 480 条が大量の弁済を円滑かつ安全に行えるように取引社会の安全を維持する規定であることは明らかであり、わが国の民法は、全体として、取引社会の安全保護という要請を

^{63-65、232-235、306-307} 頁、平野裕之『債権総論』(日本評論社、2017年) 360-361 頁、河上正二「債権法講義 [総則] 第7章債権債務関係の消滅(6)弁済(その5)債権の準占有者に対する弁済」法セ728号98頁(河上説は、真の債権者の帰責事由を要件としたうえで、弁済者の保護は、弁済時における善意無過失や真の債権者の帰責事由を緩やかに認定することにより実現可能であるとする)。

⁽¹⁹⁾平井宜雄『債権総論(第2版)』(弘文堂、1994年)198頁、内田貴『民法Ⅲ債権総論・ 担保物権(第3版)』(東京大学出版会、2005年)55頁。

⁽²⁰⁾ 星野英一「いわゆる『預金担保貸付』の法律問題」同『民法論集第7巻』(有斐閣、1989年) 180-182頁、河上・前掲注(18)98頁。なお、民法 478条類推適用事案における帰責性要件については、千葉恵美子「預金担保貸付と民法四七八条類推適用の限界」山畠正男先生・五十嵐清先生・藪重夫先生古稀記念『民法学と比較法学の諸相Ⅱ』(信山社、1997年) 7-10頁、中舎寛樹『表見法理の帰責構造』(日本評論社、2014年) 357-360頁。

⁽²¹⁾ 我妻栄『新訂債権総論(民法講義IV)』(岩波書店、1964年)280頁が、真の債権者の帰責事由を不要とする点で民法478条を「取引の安全保護の思想が極めて徹底して現れる」条文であると評価していることが象徴的である。

考慮して弁済者を手厚く保護する「弁済者保護法理」を有しているといえるので、民法 478 条も「弁済者保護法理」を具体化した規定とみるべきである⁽²²⁾。しかしながら、真の債権者の帰責事由を問わない信頼保護が図られてよいのは大量処理の必要から事務が定型化されている場合だけであり、定型的事務処理の保護のために債権者の帰責性を不問にするという考えは民法 480 条の基礎とされているが、これに対して、民法 478 条の基礎にはそれ自体としては個性的な取引(弁済)であっても社会全体でみれば日常大量性が認められる場合にその取引を特に保護しようという考えがある。このように両条の基礎は本来ならば区別されるべきであるが、偽造された受取証書事案が民法 480 条ではなく 478 条の適用により処理されたように、480 条の類推適用が可能であった事案が民法 478 条に取り込まれたために、民法 478 条が定型的事務処理の保護をも担うことになった⁽²³⁾。

それ故、民法478条においても、定型的事務処理を行う弁済者の信頼を保護す るために真の債権者の帰責事由を不要とすることが必要となるが、帰責性のない真 の債権者に犠牲を強いることを正当化する根拠は、債権者が弁済者の置かれた状況 を認識したうえでその状況を利用したことに求められる。債権者は、弁済期に履行 を求めるに際して、債権者であることを証明して請求すれば、すぐに履行を得られ るのが当然であると考えているはずである。これに対して、新規取引の場合には、 本人であることあるいは取引権限を有することを適切に証明して取引を申し込め ば直ちに取引に応じてもらえることが当然であるとはいえない。つまり、債権者は 一般に、受領権限が証明されているようにみえるならば、債務者が弁済するのは (社会において) 当然であることを承知しており、しかも、自らもこの状況を利用 し、それによって利益を享受している。それ故に、債務者が受領権限の証明がなさ れているようにみえる状況で弁済をした場合には、無権限者に対する弁済について の危険を無責の債権者に引き受けさせても、決して不当とはいえない。債権者は債 務者の置かれた状況を認識し、その状況を利用して弁済を容易に受けられるという 利益を享受するのであるから、債権者は自身に帰責事由がなくても善意無過失の債 務者保護を甘受すべきである⁽²⁴⁾。

⁽²²⁾ 佐久間·前掲注(17)378-379頁。

⁽²³⁾ 佐久間·前掲注(17)385-386 頁。

⁽²⁴⁾ 佐久間·前掲注(17)387頁。

また、弁済の義務性と日常大量性、ならびに、そこから帰結される弁済の迅速安全処理に対する社会的要請(弁済業務の日常大量性ゆえに債務者に特別な保護を与えることによって社会的に受け入れがたい取引停滞や混乱を回避するという要請)から、弁済時に看取できない事情を理由として債務者に不利益を負担させるべきではないという要請が出てくるが、真の債権者の帰責事由の存在は弁済時に債務者が看取できない事情であることから、これを要件とすべきではない⁽²⁵⁾。

そして、大量の弁済事務を迅速に処理する必要がある領域では定型的な方法により権限確認を行うシステムが採用されるのが普通であり、預金払戻も定型的方法により権限確認が行われているが、当該システムが合理性の認められるものであれば、定型的方法により権限確認を行った債務者の過失は否定される。その一方で、定型的システムは無権限者に対して弁済がなされる危険性が高まるので、システムの内容とそれに伴う危険を債権者に認識させる必要があり、そのための説明義務と場合によっては債権者の同意を取り付ける義務が債務者に課せられる⁽²⁶⁾。

さらに、佐久間説は「債権の準占有者」に対する弁済という要件を民法 478条における独立の要件と位置付けることに対しても以下のように疑問を提起している。請求者(弁済受領者)が債権の準占有者に該当するかどうかを決する意味は乏しく、請求者が権限を有すると称しており、債務者がその権限の存在を信じたことが当該事情の下で正当であったと評価できれば十分である。請求者が一定の属性を有する必要はなく、証書などの権限を証する物的手段を所持するなど権限について何らかの客観的な外形が存在することさえも不要である。受領権限を有する旨の表示は弁済請求の中に通常含まれている。表示がなされた際に、表示の信憑性を裏付ける他の事情が存在するならば、その外形は信ずるに足り、それを信じた者は保護されてよい。結局のところ、請求がなされた当時において弁済者が請求者の受領権限を信じたことを正当と評価できるかどうかの問題であり、これは弁済者の主観的要件の問題として扱えば足りる(27)。

二 安永説

安永正昭は帰責性のない債権者が損失の負担を強いられる根拠を危険負担の観

⁽²⁵⁾ 佐久間・前掲注(17)396-397頁。

⁽²⁶⁾ 佐久間·前掲注(17)408-410頁。

⁽²⁷⁾ 佐久間·前掲注(17)390-393 頁。

点から導き出す。預金の払戻のように債権者である預金者が多数であり、かつ、弁済も日常的に多数行われる取引類型では、預金通帳と届出印の呈示と確認という債権者本人及び受領権限を確認する受領権限確認システムが、預金契約時に(約款により)予め合意されており、このようなシステムが稼働しているのは、一方で、支払を義務付けられている債務者がその必要性を強く感じ、他方で、債権者も手続的に容易に支払を得ることを望んでいることから、双方一致してそのシステムの存在を支持しているからである。このように債権者も了解を与えたと評価される確認システムが存在し、かつ、その仕組みが安全・合理的なものであれば、無権限者の関与は基本的に債権者の領域の問題と考えることができる。そのような場合には、システムに入る鍵を債権者が適正に管理せよと要求することが不当とはいえないからである。具体的には、システムにアクセスする(真正な)「鍵」の盗用は債権者の負担となり、システム運営上のミスによる安全性の欠如は債務者の負担(過失)となる。このような債権者危険負担の根拠は、受領権限確認システムに債権者が了解を与えたことに求められる(28)。

三 潮見説

潮見佳男は、民法 478 条と他の権利外観法理規定との整合性を重視するとともに、真の債権者の帰責事由を要件とすべき積極的根拠を以下のように提示する。まず第一に、盗取された債権証書・受取証書の持参人や詐称代理人についてまで、弁済者の善意無過失だけで弁済を有効としたのでは、権利を失う債権者にとって酷である。第二に、本人側の帰責性要件を含まない外観保護法理が妥当するといえるためには、(i) 本人側の主観的態様を個別・具体的に判定することが取引の停滞を招くほどに潜在的債権者(群)が不特定・多数である取引類型において、弁済がされていること、ならびに、(ii) 本人の利益保護を制度的に保障する受領権限確認システムが存在することが必要不可欠である。ところが、民法 478 条が問題となる局面一般につき、このような(i)(ii)を充たす状況が定型的に存在するとはいえない。預金払戻事案を民法 478 条の適用場面に一般化することはできず、そもそも預金払戻事案でさえ、(ii) のシステムが構築されているとはいい難い。現に、預金者保護法の制度設計においても預金者の主観的態様が随所で考慮されてお

⁽²⁸⁾ 安永正昭「民法四七八条の適用・類推適用とその限界」林良平先生献呈『現代における物権法と債権法の交錯』(有斐閣、1998年) 433-437頁。

り、預金者の帰責性を考慮して金融機関の免責や減責を認める枠組みが採用されている。第三に、弁済者の善意無過失は弁済者側の態度を問題とするものであるが故に、債権者側の態様についての非難をここに取り込むことはできない。もっとも、債権者の帰責性を要求する場合も、この要件は、真の権利者が権利を失ってもやむを得ない事由という程度の広い概念である。故意・過失という厳格な責任要件と同義ではなく、表見受領権限という外観の作出に債権者の行為が寄与していると評価するのが相当であるという程度の事情が認められれば足りる⁽²⁹⁾。

四 小括

佐久間説と安永説は真の債権者の帰責事由不要説の立場から、潮見説は帰責事由 必要説の立場から、それぞれ興味深い主張を展開しているが、いずれの見解も、預 金払戻業務で用いられている顧客認証システムのように、大量の弁済業務を「定型 的に処理する制度」が設けられており、かつ、その制度の内容が合理的なものであ れば、帰責性のない真の債権者に損失を負担させることが正当化され得ると解する 点で一致している。もっとも、何故に大量の弁済業務に対応するための定型的な事 務処理システムが存在すれば真の債権者の帰責性が不要となるのかその正当化根 拠をめぐり見解が対立しているが、その点を除けば、顧客認証システムの下で適正 な顧客認証を経て預金払戻がなされた場合には帰責性のない預金者に損失を負担 させることが許容されるという点での共通認識があるといえよう。つまり、民法 478条の要件として真の債権者の帰責事由は必要かという総論的な議論とは別に、 預金払戻における顧客認証システムの下で顧客認証手段を用いた顧客認証が行わ れたにもかかわらず無権限者による預金不正払戻が生じた場合には、顧客認証が適 正に実行されたのであれば、預金者の帰責事由の有無は問わず、善意無過失の金融 機関を免責させるべきという考えが論者等の共通認識になっているのではないか。 そうであるならば、預金不正払戻事案に民法478条を適用すること自体を再検 討すべきではないのか。顧客認証システムは金融機関と預金者間において預金契 約を締結した際に約款というかたちではあるものの双方の合意の下で導入される ものであり、また、預金者は顧客認証手段(通帳、印鑑、カード、暗証番号等)を 適正に管理するとともに預金払戻の際には顧客認証手段を金融機関に呈示し、預金 者から呈示された顧客認証手段を金融機関が正確に確認照合することによって顧

⁽²⁹⁾ 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社、2017年) 216-217頁。

客認証が行われていることから、顧客認証において、金融機関と預金者の関係を債権者と債務者という対立構造(債権総論的構成)で捉えるのではなく、適正な顧客認証を実現するために協力し合う契約当事者関係として位置付ける(契約法的構成)べきではないか。つまり、顧客認証システムは預金契約によって生み出され、預金契約当事者の共同作業によって適正な顧客認証が実現されるのであるから、預金不正払戻というトラブルの対応についても、「預金契約」上の問題として処理すべきではないのか。

第4章 キャッシュレス決済不正利用事案の裁判例

第1節 キャッシュレス決済における顧客認証

キャッシュレス決済は現金を使用しないことから、顧客のみならず店側にとっても利便性が高く、通信販売や電子商取引の発展にも資する。しかしながら、キャッシュレス決済では無権限者の本人なりすましによる不正利用が懸念されることから、キャッシュレス決済サービスを提供する業者は、サービスを提供する際にサービス利用者が顧客本人であるかを確認する顧客認証システムを導入して、無権限者による不正利用の防止に努めている。認証方法は多様であり、カード等の呈示、本人による署名のほか、IDやパスワードの入力、QRコードの照合など多岐に亘る。これらの認証方法は、所持認証(顧客本人のみが所持しているはずのカード等の呈示を求めて本人確認を行う方法)、記憶認証(顧客本人のみが記憶しているはずの数字や文字を入力させて本人確認を行う方法)、生体認証(指紋や静脈など顧客本人の身体的特徴を読み取って本人確認を行う方法)に大別されるが、近時ではサービス提供の直前に業者が顧客に送付したパスワード等の入力を要求するワンタイム認証なども用いられている。

しかしながら、上記のような顧客認証により本人確認を行っているにもかかわらず、無権限者が他人の認証手段を不正に使用してキャッシュレス決済を不正利用する事件が後を絶たず、不正利用から生じた損失を業者と顧客のいずれが負担すべきかが問題となるが、現行法上、この問題に対処する法規定は存在せず(預金者保護

法は機械払の預金不正払戻事案等に適用範囲が限定されている)、業者が約款等に おいて設けている責任分担条項に依拠せざるをえない。しかしながら、責任分担条 項の内容をみると、顧客の過失(帰責性)の有無を問わず業者が免責され顧客に全 損失を負担させる内容の免責条項も少なくない。

現に、キャッシュレス決済の不正利用をめぐる近時の裁判例において、顧客認証を行った業者を免責させる条項の効力が問題になっている。以下において、平成29年に相次いで登場した電子マネー不正チャージ事案、ネットバンキング不正送金事案、デビットカード不正使用事案の裁判例を順に検討することにしたい。

第2節 電子マネー不正チャージ事案

一 事案

電子マネー不正チャージ事案に関する裁判例として東京高判平成29年1月18 日判時 2356 号 121 頁(以下、「電子マネー判決」と記す)がある⁽³⁰⁾。X(原告・ 控訴人)は携帯電話のアプリにチャージされた電子マネーを利用する契約を電子マ ネー運営会社 Y1(被告・被控訴人)と締結し、クレジットカード会社 Y2 発行のク レジットカードを利用して電子マネーを購入しアプリ内にチャージしていた。平 成24年11月13日深夜にXは携帯電話を紛失したため、翌14日に、携帯電話会 社である訴外 A に携帯電話の通信サービスの利用停止を求め、実際に通信サービ スの利用が停止された。ところが、同月15日から平成25年1月9日までの間に 何者かによって本件携帯電話が利用され151 同にわたって本件電子マネーが291 万 9000 円分購入 (チャージ) された。これに気付いた X は 1 月 10 日に Y1 に依頼 して本件電子マネーサービスの利用停止措置をとったが、**Y2** から本件電子マネー 購入に係るクレジットカード利用代金の請求を受けたことから、X は Y2 に対して 291万9000円を支払った。X は Y 等に対して主位的には不当利得返還請求権に基 づき、予備的には共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、Y2 に支払った電 子マネー購入額に相当する金額の支払いを請求した。Xからの請求に対して、Y等 は自身が作成した約款の免責条項を根拠に免責される旨の主張をした。問題となっ

⁽³⁰⁾ 評釈として、青木浩子・NBL1132 号 15 頁、鹿野菜穂子・金法 2097 号 74 頁、角田美穂子・民事判例 16 号 74 頁、寺川永・リマ 57 号 43 頁、深川裕佳・判評 719 号 7 頁、丸山愛博・現代消費者法 41 号 71 頁。

たY1ならびにY2の免責条項の内容は以下の通り。

(Y1 の登録会員規約) 3 条 1 項 2 号 「登録会員は、ネットワークサービスによ る本件電子マネーチャージを希望する際には、登録携帯電話を使用し、**Y1**のホー ムページにアクセスするか、又はパーソナルリーダ・ライタを使用し、インター ネットを通じてY1のホームページにアクセスした上、Y1所定の手続に従い、登録 会員が指定した金額に相当する本件電子マネーの発行を申し込む」。1項3号「Y1 は、登録会員が本件電子マネーの発行を申し込む際にパスワードとして入力した英 数字の配列情報とあらかじめ付与又は登録されているパスワードとの一致を確認 することにより、本件電子マネー発行申込者が登録会員であることを確認し、登 録会員がY1所定の方法に従い入力した発行申込額その他の事項を内容とする本件 電子マネー発行の申込みが Y1 に対してなされたものと取り扱う」。同条2項2号 「登録会員は、オートチャージの利用を希望する際には、登録携帯電話を使用し、 Y1 所定の手続に従い、パスワードを入力の上、オートチャージを実行するための 金額(以下「下限額」という。)及び自動的に本件電子マネーの発行を希望する金 額(以下「オートチャージ額」という。)を設定し、オートチャージの利用を申し 込む」。2項9号「オートチャージの利用を設定している登録携帯電話を盗難又は 紛失した場合、登録会員は、Y1所定の手続に従い速やかにY1まで通知する」。

10条1項「登録会員は、登録携帯電話及びパスワードの管理責任を負う」。2項「登録会員は、パスワードを自己以外の第三者に利用させ、又は、貸与、譲渡若しくは売買等をしてはならない」。3項「登録会員は、パスワードを定期的に変更する」。4項「登録会員によるパスワードの管理又は誤用に関連又は起因して生じた登録会員の損害(第三者によるパスワードの使用に関連又は起因する損害を含む。)は、当該登録会員自身が負担するものとし、Y1はいかなる責任も負わない。ただし、Y1は、第三者によるパスワードの不正使用がY1の故意又は重過失に起因する場合に限り、当該不正使用に起因して生じた登録会員の損害を賠償する」。5項「登録会員は、パスワード等の失念があった場合、又はパスワード等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちにY1にその旨連絡するとともに、Y1からの指示がある場合にはこれに従う」。

(Y1のサービス利用約款)3条1項「利用者は、自身の費用と負担によって登録携帯電話を入手し、携帯電話事業者との間で必要となる通信サービス契約の締結

等の、登録携帯電話を用いて本件電子マネーを使用するために必要な環境を整える」。10条「登録携帯電話の紛失、盗難その他の事由により登録携帯電話に記録された未使用の本件電子マネーが紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、Y1の故意又は重過失による場合を除き、Y1はその責任を負わない」。14条「利用者は、携帯電話事業者との間で通信サービス契約を終了した場合には、登録携帯電話を用いて本件サービスの全部又は一部の利用ができなくなることにあらかじめ同意する」。

(Y2のカード会員規約) 18 & 1項「会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを使用された場合、当該クレジットカードの使用に起因して生じる一切の債務については本規約を適用し、すべて会員が責を負うものとする。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに Y2 に直接電話等により連絡の上、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を Y2 に提出した場合は、Y2 がその連絡を受理した日の 60日前以降に発生した損害については、Y2 は、会員に対しその支払を免除する」。

一審は Y1 ならびに Y2 に対する請求をいずれも棄却した。X が控訴したところ、本判決は、Y2 に対する控訴は棄却したが、Y1 に対する請求を棄却した一審判決を取り消し、Y1 に対する損害賠償請求を認容した。なお、以下ではY1 に対する請求についての判決理由のみを引用する。

二 判旨

Y1 に対する不当利得返還請求について。

(a) 「本件登録会員規約3条1項には、Y1は、登録会員を名乗る者から本件サービスを利用した本件電子マネーの発行申込みがされた場合において、当該申込みに当たり入力されたパスワードが当該登録会員の登録したパスワードと一致することを確認したときは、当該登録会員からの申込みであると取り扱い、あらかじめ登録されたクレジットカードによる決済をする旨定められているものである。また、同条2項には、オートチャージの利用の設定について同旨のことが定められている」。そして本件では、「本件携帯電話による本件サービスを利用するためにXが登録したパスワードと同一のパスワードが入力されることにより、その申込みが行われたものと認められるのであるから、Y1は、これをX本人による申込みと取り扱うことができるといえる。そうすると、Y1が、本件チャージについて、オートチャージによるものを含めて、Xの申込みに係るものとして本件クレジットカード

による決済をし、**Y2** からその代金を受領したことについて、法律上の原因がないと認めることはできない。

- (b) 「X は、他人の登録携帯電話を不正に使用した者は本件利用約款の「利用者」に該当しないから、不正使用に係る本件チャージ分は本件利用約款の適用外であると主張するが、判旨(a)の認定判断は本件登録会員規約の解釈適用によるものであり、本件利用約款に判旨(a)の認定判断の妨げとなる条項があるとは認められないから、X の上記主張は採用することはできない」。
- (c)「さらに、Xは、・・(ダイヤル Q2 の利用に係る料金の支払義務について判示した)最高裁平成 13 年 3 月 27 日第三小法廷判決・民集 55 巻 2 号 434 頁や条理に反するとも主張する。しかし、これらの最高裁判決は、加入電話契約者以外の者(特に同居の家族)が同契約者の個別の承諾を受けずに加入電話の利用をすることが十分に想定される電話サービスに係る事案であり、登録携帯電話の利用者のみがパスワードの入力を前提に利用することが想定されている本件サービスに係る本件とは明らかに事案を異にする」。「したがって、Y1 に対する不当利得返還請求は理由がない」。

Y1 に対する不法行為に基づく損害賠償請求について。

(d)「登録携帯電話による本件サービスの利用においては、登録携帯電話の画面ロック機能のほか、本件サービスの利用のために登録会員が登録したパスワードによって、その安全性が確保されているものといえるが、これらによる安全性の確保に全く問題がないとまではいえず、登録携帯電話の紛失等に伴い第三者が本件サービスを不正に利用するおそれが皆無とはいえないことは十分に想定し得るところである。また、・・本件登録会員規約、本件利用約款及び当時のHPの記載内容によれば、本件サービスは、登録携帯電話について携帯電話事業者との通信サービス契約を停止又は解除しても利用することができないことはなく、Y1はそのことを認識していたと認められる。他方、携帯電話は、携帯電話事業者が提供する通信サービスを利用することを前提に、新たな機能の追加、データの更新等が可能となるとの認識が一般的であるといえるのであり、本件サービスにおけるチャージについても、同様の認識が一般的であると推認されるのであるから、登録会員の中に、登録携帯電話の紛失等が生じても、上記通信サービスの利用を停止すれば、少なくとも新たにチャージがされることはないと考える者が現れ得ることは、特に想定と

して困難であるとはいえない。こうした事情に加え、本件サービスの技術的専門性をも考慮すれば、本件サービスを提供する Y1 においては、登録携帯電話の紛失等が生じた場合に、本件サービスの不正利用を防止するため、登録会員がとるべき措置について適切に約款等で規定し、これを周知する注意義務があると認めるのが相当である」。

- (e)「Y1は、平成24年11月当時、オートチャージの利用を設定していない登録携帯電話を紛失等した場合について、Y1への通知その他の何らかの手続を必須とする旨の記載をそのホームページ(当時 HP)にしておらず、また、本件登録会員規約にも本件利用約款にも、Y1に通知することを要するとする旨の定めその他の手続に関する定めを置いていなかったものである。登録携帯電話の紛失等が生じたときに登録会員がとるべき措置として最も簡明で確実であるのは、紛失等した登録携帯電話による本件サービスの利用を停止することといえるが、そのためには、登録携帯電話の紛失等をY1が認識する必要があるといえる。しかし、その契機となるY1への通知について、特段の規定も周知もされず、また、その他の安全確保の措置が規定ないし周知されていたことをうかがわせる証拠もない。加えて、当時HPには、紛失等した登録携帯電話に係る携帯電話事業者との通信サービスを停止ないし解約すれば、本件電子マネーの新たなチャージを防止することができるという認識が誤りであることを示唆する記載は見当たらず、本件登録会員規約や本件利用約款に、その趣旨が明確に規定されているともいえない」。
- (f)以上の事実を考慮すれば、「少なくとも、平成 24 年 11 月当時におけるオートチャージの利用の設定がされていない登録携帯電話の紛失等について、Y1 には、・・・注意義務の違反があると認めるのが相当である。そして、・・・ X は、本件携帯電話による本件サービスの利用において、オートチャージの利用の設定をしていなかったのであるから、Y1 の上記注意義務違反を X との関係において認めることができるといえる | 。
- (g) 「Y1 は、本件登録会員規約 10 条 4 項又は本件利用約款 10 条により損害賠償責任を免れる旨主張するが、これらの条項は、消費者契約法 8 条 1 項 3 号に該当するものであるから、同項により無効と解すべきである」。

第3節 ネットバンキング不正送金事案

一 事案

ネットバンキング不正送金事案について判示した裁判例として東京高判平成 29 年 3 月 2 日金判 1525 号 26 頁(以下、「ネットバンキング判決」と記す)がある (31)。株式会社 X (原告・控訴人)は Y 銀行(被告・被控訴人)において普通預金口座を開設して預金取引をしていたが、平成 19 年 11 月 20 日にインターネットバンキングを利用して振込等ができる法人向けの「Y ビジネスダイレクト利用契約」を Y との間で締結し、それ以降、本件サービスを利用して送金をしていた。

Yが定めた約款「Yビジネスダイレクト利用規定」には、法人向けネットバンキングにおける本人確認の方法として、IDとパスワードで確認する方法(ID方式)と、電子証明書とパスワードで確認する方法(電子証明書方式)があること、ID及びパスワードが第三者に知られたり盗難に遭わないように預金者の責任において厳重に管理するものとされ、ID及びパスワードにより本人確認手続をした後に取引を行った場合には、IDとパスワードについて不正使用等がなされたとしてもYは当該取引を有効なものと扱い、そのために生じた損害についてYは責任を負わない旨が定められていた。

なお、同じくYが定めた約款「インターネット・バンキング等の不正使用による預金被害補償規定」では、個人の預金者について、Yが善意無過失であり、かつ、預金者に故意又は重過失がある場合を除いて、一定の要件を満たした場合には、Yに過失がなくてもネットバンキングの不正使用による損害を補償するとしているが $^{(32)}$ 、法人預金者についてはこのような補償規定が設けられていなかった。

⁽³¹⁾ 評釈として、新井剛・リマ 57 号 26 頁、本多知則・金法 2097 号 7 頁、久岡訓子・金法 2106 号 43 頁。

⁽³²⁾ 前述した平成 20 年の全銀協申合せにおいて個人顧客のネットバンキング不正送金事案において預金者保護法における盗難カードルールと同じ内容の責任分担条項を設ける旨が定められたことによる。同申合せが出される前は個人顧客の事案においても本件と同様の免責条項について同趣旨の内容の裁判例が見られた。東京高判平成 18 年 7 月 13 日金法 1785 号 45 頁(評釈、石原全・リマ 35 号 46 頁、島田邦雄 = 沖田美恵子・金法 1791号50 頁、中舎寛樹・金法 1812号 11 頁、丸山絵美子・金判 1336号 180 頁)、大阪地判平成 19 年 4 月 12 日金法 1807号 42 頁(評釈、新井剛・ジュリ 1393号 108 頁、宮川不可止・金法 1819号 33 頁)。なお、本判決を含め一連の裁判例に関する総合的な分析として、渡邊博己「インターネットバンキングによる無権限振込指図とサービス提供金融機関の免責」銀法 843号 34 頁以下。

平成 23 年 11 月 25 日、Y はホームページ上において、ネットバンキングのパスワード情報等が不正取得されることにより生じる被害を防止するための対策セキュリティソフトの無料利用を推奨した(ソフトの利用開始日は 12 月 1 日)。対策ソフトはYのホームページから顧客がダウンロードするかたちで提供された。また、平成 24 年 6 月 8 日にはY はホームページ上において法人顧客向けに電子証明書方式を導入したことを知らせた(電子証明書方式の取扱開始日は 6 月 18 日)。平成 26 年 3 月末日時点でYの法人顧客 8137 社のうち電子証明書方式を導入した法人は 940 社にすぎず、X も電子証明書方式を導入していなかった。

平成26年4月1日に、何者かによる本件ネットバンキングの不正利用によりXの口座から29回に分けて合計1597万円5568円が不正に送金された。XはYに対して預金寄託契約の債務不履行に基づく損害賠償を請求した。原審は請求棄却。Xが控訴したところ、高裁は以下の理由により控訴を棄却した。

二 判旨

- (I)「本件サービスの利用については、『Yビジネスダイレクト利用規定』によるとされており、同規定上、本件サービスの利用において、Yが、上記規定に記載された本人確認方法により契約法人からの依頼として取扱いを行った場合、パスワード等に偽造、不正使用その他の事故があっても、Yにおいて損害賠償責任を負わない旨規定されている。もっとも、この規定は、Yが、当該振込請求者が権限を有すると信じたことにつき過失がある場合にまで免責を認める趣旨のものではなく、インターネットバンキングを利用した振込に際して、社会通念上一般的に銀行に期待される注意義務を尽くしている必要がある」。
- (Ⅱ) Yは顧客が本件サービスを利用する度にIDとパスワードを入力させて本人確認を行っており、「パスワード等の入力を一定回数以上間違えると、それ以上手続を行えなくなる措置や、過去のインターネットシステムに対するサイバー攻撃や、ID及びパスワードをランダムに入れる形の不正攻撃の有無についてのチェックを行っていた上、・・・インターネットバンキングセキュリティ対策ソフトの取扱いやID方式よりもセキュリティの厳しい電子証明書方式を取り扱い、それをホームページ上で告知していたのであり、Yは、振込の請求者が正当な権限を有するか否かを機械的、形式的に判定されるものである本件サービスを提供するに当たり、全体として可能な限度で、本件システムを、無権限者による振込等を排除しう

るよう、構築し管理していたといえる」。「そうすると、本件振込送金を実行するに 当たり、Yに過失があったということはできない」。

第4節 デビットカード不正使用事案

一 事案

デビットカード不正使用事案について判示した裁判例として東京地判平成29年 11月29日金法2094号78頁(以下、「デビットカード判決」と記す)がある $(^{33})$ 。 Y銀行(被告)に普通預金口座を有するX(原告)はY銀行から本件カード(デビッ トカード機能付きのキャッシュカード)の貸与を受けていた。Xは平成26年10月 2日から平成27年1月26日まで本件カードを所持して東南アジア諸国を旅行し、 10月12日以降、本件カードを使用し現地のATMから数回にわたり現地通貨を引 き出した。ところが、その後、11月5日から9日までの間に、何者かによってXに無断で本件カードの情報とXのデビット用の暗証番号が使用され、現地のATM から計39回にわたり日本円に換算して合計で86万円余りに相当する現地通貨が引 き出された(本件引出行為)。平成27年1月26日に帰国後速やかにXはY銀行に 連絡をとり、本件引出行為の調査依頼と補償金の支払を請求し、同月28日にXは 本件引出行為について警察に相談した。なお、本件引出行為がなされた期間中、X は本件カードを所持していた(それ故、本件は偽造カード事案である)。X は Y 銀 行に対して本件引出行為から生じた損失について支払いを求めて訴えを提起した。 訴訟では、(1) Y 銀行の約款であるデビットカード規定と盗難補償規定に基づき X のY銀行に対する補償金支払請求が認められるか、ならびに、(2)預金者保護法4 条1項に基づきXのY銀行に対する預金払戻請求が認められるかが争点となった。

(Y銀行のデビットカード規定) 5条5項「会員は、デビット用暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当行に責のある場合を除き、会員はデビット用暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己においてその責を負うものとし、当行は一切責任を負わないものとします」。

14条1項「会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまた

⁽³³⁾ デビットカード判決の評釈として、本多知則・金法 2121 号 7 頁、蓑輪靖博・新判例解説 Watch24 号 81 頁、拙稿・リマ 59 号 30 頁。

はカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店等の債権については、当行はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします」。2項「前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造の事実を速やかに当行へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合は、・・・当行は、当行所定の方法により、発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当行は、その損害を補てんいたしません。①紛失・盗難、偽造・変造が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。・・・④カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合」。

(Y銀行の盗難補償規定)前文「Y銀行株式会社(以下「当行」といいます。)は、 当行が発行したY銀行デビットカード(デビットカードとキャッシュカードの一 体型カードのことを指します。)にかかる紛失、盗難、偽造・変造等によりお客様 が被った損害を補償します。この補償の運営は下記条項に従うものとします」。

1条「次の場合、お客さまは直ちに当行カスタマーセンターへご通知いただくとともに、別途所定の手続きにもとづき書面にて届け出てください。また、必ず所轄の警察署にも盗難または紛失の届け出を行ってください。(ア)デビットカードを紛失したり、盗取・詐取もしくは横領にあった場合。・・・(エ)偽造・変造されたデビットカードを他人に不正使用されたことにより被害にあった場合。。

3条1項「第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害に対しては補償は行われません。(P)お客さままたはお客さまの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害。 $\cdot\cdot\cdot($ +)デビットカードを利用可能な ATM が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害。(-)デビットカード加盟店に設置されている端末が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害。 $\cdot\cdot\cdot$

本判決は以下の理由により X の請求を棄却した。

二 判旨

デビットカード規定と盗難補償規定による補償金支払請求の可否

(a)「本件引出行為には X の暗証番号が使用されたのであるから、 X において過失があったか否かにかかわらず、デビットカード規定 14 条 2 項ただし書 4 号によ

- り、これにより Xが被った損害は、上記両規定による補償の対象外であるといわざるを得ない」。
- (b) 「Xは、暗証番号が使用されたことにつき会員の過失が否定される事情が認められれば、デビットカード規定 14条 2 項ただし書 4号の適用が排除されると解すべきであると主張するが、このような解釈は、会員の過失の有無には何ら言及していない同規定の文理に反するというべきである。Yにおいては、デビット用の暗証番号についてはカードの IC チップ内に記録させるシステムを採用するなどしてセキュリティの確保を図った上で、上記暗証番号が使用されてカードが不正使用された場合には会員の過失の有無にかかわらず補償の対象としない旨を定めていること、X においても、暗証番号が不正使用された場合は補償の対象外であることが明記されたデビットカード規定を承認した上でY が運営するデビットカードシステムの利用を申し込んだものと認められることに照らすと、デビットカード規定につき、その文理に反するといわざるを得ないX主張の上記解釈を採用すべき合理的根拠を認めるに足りないというべきである」。
- (c)「よって、Xは、本件引出行為により被った損害について、デビットカード規定及び盗難補償規定に基づいてYに補償金の支払を求めることはできない」。

預金者保護法4条1項の適用または類推適用の可否について。

- (d)「デビットカードを利用した海外 ATM からの現地通貨の引出しは、ATM へのカードの挿入、暗証番号や利用金額の入力等の操作の点についてみれば、キャッシュカードを利用した ATM からの預金の払戻しや預金口座を利用した振込手続と類似しているということができる」。
- (e)「しかし、デビットカードを利用して海外 ATM から現地通貨を引き出す際の取引の仕組みは、引き出される現地通貨は会員の口座から引き出された現金ではないことなどに照らして預金の「払戻し」ではないことが明らかであるし、カードを発行した金融機関は、会員からの指示ではなく加盟店(海外金融機関)からの利用情報に基づいて会員の口座からの引落し及び送金を行っている点などに照らすと「振込み」とも異なるというべきであるから、偽造デビットカードによる海外ATM からの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落しについて預金者保護法 4条 1 項を適用することはできない」。
 - (f)「次に、預金者保護法4条1項の類推適用の可否についてみるに、そもそも、

預金者保護法は、偽造カードや盗難カード等を用いて行われるATMによる取引を保護の対象としており、対面取引は保護の対象としていないところ、デビット取引は加盟店における対面取引の際にカードリーダー等の端末を利用して行うことも前提とされていること、デビットカードを用いた現地通貨の引出しに利用される海外ATMは、カードを発行した金融機関の管理下にあるわけではないため、必ずしもカード発行金融機関の努力でその安全性を確保することができるわけではないこと、デビット取引の利用限度額は会員の預金口座の残高であるため、デビットカードの不正利用による被害は高額に上ることがあり得ることなど、デビット取引とキャッシュカードを用いたATMによる預貯金の払戻し(振込みに係る預貯金者の口座からの払戻しを含む。)とでは重要な相違点が複数認められることからすると、デビットカードの不正利用により海外ATMから現地通貨が引き出された場合について、キャッシュカードを利用した預貯金の払戻しや振込みと同様の要件で、当該デビットカードを発行した金融機関の負担の下に会員を保護することが、当然に預金者保護法の趣旨に沿うということはできない」。

(g)「以上の点を総合考慮すると、偽造デビットカードによる海外 ATM からの 現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落しについては、キャッシュカード を用いた ATM による預貯金の払戻しと類似する点があることを踏まえても、預金 者保護法 4 条 1 項が類推適用されるということはできない」。「以上によれば、偽造デビットカードを用いた本件引出行為に起因する本件引落しについて、預金者保護 法 4 条 1 項の適用又は類推適用により無効となるということはできないから、X の Y に対する本件口座からの預金払戻請求も理由がない」。

第5節 各裁判例の比較と問題点

ー 電子マネー判決について

電子マネー判決では、Y1の約款においてY1に故意又は重過失がある場合には 損害賠償責任を負う旨の条項が定められているが、軽過失の場合には損害賠償責任 を負わない旨の条項であることから、消費者契約法8条1項3号に該当する不当条 項として無効となる。それ故、Y1は軽過失であっても責任を負うことになるが、 過失の有無を左右する注意義務について、電子マネー判決は預金不正払戻事案にお ける最高裁平成15年判決が無権限者による預金の不正払戻を排除するために金融

機関に課した広範な注意義務の中の主要部分である「不正払戻を防止するために預 金者に顧客認証手段を適正に管理するように注意喚起をする義務 | と同様の義務を 電子マネー運営会社 Y1 に課した。具体的には、携帯電話会社との通信サービスを 停止しても電子マネーのチャージが可能であることから、携帯電話を紛失した場合 には無権限者による電子マネーの不正チャージを防ぐために、電話会社に通知を して通信サービスを停止させるだけではなく、さらに Y1 にも通知して電子マネー サービス自体を停止させることが必要であることを顧客に周知させる注意義務を Y1 に課した。そのうえで、Y1 は通信サービスを停止するだけでは不十分である 旨を顧客に周知させる措置を講じていなかったことを理由に、Y1 の過失を認定し て、一審判決を取り消し、XのY1に対する損害賠償請求を認めた。電子マネー判 決がY1に課した注意義務の内容自体は適切なものといえる。電子マネー判決が課 した注意義務は最高裁平成15年判決が金融機関に課した注意義務と同趣旨の内容 であるが、平成15年判決では民法478条の善意無過失が認定されるための注意義 務として、同様の義務が課されたことから、債務者の信頼保護を目的とする民法 478条において虚偽の外観を信じたことについての注意義務ではなく、虚偽の外 観を排除する義務を預金債権の債務者である金融機関に課した点で問題があると いえるが、電子マネー判決では民法478条の適用が問題とされていないので、平 成 15 年判決に対するのと同様の批判は当てはまらない。しかし、逆にいえば、平 成15年判決が民法478条を法的根拠としているのに対して、電子マネー判決では Y1 に課した注意義務の法的根拠が明らかにされていない。電子マネーサービス契 約の法的性質を明らかにしたうえで、契約上の義務として前述の注意義務が導出さ れるかの検討が十分になされていない点で不満が残る。

しかしながら、電子マネー判決の最大の問題点は、Y1の不当利得返還義務を否定する理由として、Y1の約款において無権限者によるパスワードの不正使用について顧客の帰責性の有無を問わずそこから生じた損失を顧客に負担させる旨の免責条項の効力を認めている点である。電子マネー判決は民法 478条の適用を問題にしていないのであるから、同条の要件と同じように約款条項を解釈する必要がないにもかかわらず、民法 478条の要件として真の債権者の帰責事由を不要とする判例通説の影響、ならびに、預金不正払戻事案における最高裁平成 5年判決と 15年判決の影響を受けているような印象を強く受ける。本件は民法 478条の適用事

案ではないのであるから、電子マネーサービス契約の法的性質を明らかにし、当該 契約における顧客認証において顧客に如何なる義務を課すべきかを検討したうえ で、顧客が負う義務に違反したことを理由に顧客に損失を負担させるべきであろ う。民法 478 条の解釈をめぐる判例通説の考えを、民法 478 条の適用が問題にな らない本件において、安易に引き合いに出すべきではない。

二 ネットバンキング判決について

ネットバンキング判決では、金融機関Yの過失が否定され、免責条項の効力によりYの免責が認められたが、その前提問題において、約款に定められた免責条項について、Yに過失がある場合には免責条項の効力が認められないとしている。これは窓口払の預金不正払戻事案の判例と同様の考えであり、結論自体は支持できる。しかしながら、窓口払の預金不正払戻事案の判例は同事案に民法 478 条が適用されることを前提にして、同事案の免責条項についてこれを民法 478 条の具体化と解したうえで、金融機関に過失がある場合には免責条項の効力が認められないとしたものであることから、この判例を参照するのであれば、ネットバンキング事案においても免責条項がなければ民法 478 条が適用されるとし、免責条項を民法478 条の具体化として捉え、同条の要件に従い、有過失の場合は免責条項の効力は認められない旨を判決理由に明示すべきであるが、本判決はその点についての言及がない。その結果、免責条項の文言に記されていない「金融機関の無過失」が何故に免責条項の効力を認めるための要件とされるのか、その法的根拠が不明である。この点については、無理して民法 478 条に回帰するよりも、ネットバンキング

契約の法的性質を明らかにしたうえで、当該契約における顧客認証について当事者は如何なる義務を負うべきかを考えるべきであり、顧客認証システムを設置運営する側である金融機関が負うべき契約上の注意義務を解明し、当該注意義務を免除する条項は無効であるとして、問題の解決を図るべきであったと思われる。

また、金融機関の過失の前提となる注意義務について、機械払の預金不正払戻事案における最高裁平成 15 年判決が示した金融機関の注意義務の内容をそのまま踏襲しているが、同判決は民法 478 条の善意無過失が認定されるために遵守すべき注意義務として要求されるべき内容を判示したものであり、本判決がネットバンキング事案にも民法 478 条が適用されることを認めるのであればともかく、そうでないのであれば、何故に民法 478 条適用事案について判示した最高裁平成 15 年判

決が要求したのと極めて類似した注意義務を本件でも課すのかその理由も明らか にすべきである。

三 デビットカード判決について

デビットカード判決では、金融機関 Y の約款に定められた免責条項の効力について、会員 X が会員に過失がある場合のみ免責条項の効力が認められると主張したのに対して、免責条項を文言通りに解釈して会員が有過失であることが免責の要件として明示されていないことを理由に、会員の過失の有無を問わず金融機関が免責されるとしており、機械払の預金不正払戻事案における最高裁平成 5 年判決の影響を強く受けている。しかしながら、機械払の預金不正払戻事案に適用される預金者保護法 4 条のデビットカード不正使用事案への適用あるいは類推適用を否定する理由として、預金払戻とデビットカード取引との違いを強調していながら、その一方で、預金不正払戻事案に関する最高裁平成 5 年判決を参照することには矛盾があるように思われる。デビットカード取引が預金払戻と性質が全く異なるのであれば、預金不正払戻事案に適用される民法 478 条の影響をデビットカード取引に及ぼすべきではないはずである。それにもかかわらず、民法 478 条の要件として真の債権者である預金者の帰責事由を問わない判例通説と同じ趣旨をデビットカード取引の免責条項の効力が問題となる本件において採用したのは何故か。その法的根拠を明らかにすべきであろう。

また、より深刻な問題は、デビットカード判決がデビットカード不正使用事案に対して預金者保護法の類推適用を否定した点である。本判決は、非対面取引(機械払の預金払戻)と対面取引(デビットカード取引)の違いを強調しているが、本件で問題になったデビットカード取引はATMを使用したものであり非対面取引であった。ATMを利用したという点が全く考慮されないのはいかがなものか。また、機械払の預金払戻とデビットカード取引はいずれも機械を用いた顧客認証システムによって不正使用を排除しているという重大な共通点があるにもかかわらず、本判決はこの点を全く考慮していない。預金者保護法を機械を用いた顧客認証システムにおいて無権限者による顧客認証手段の不正使用が行われた場合の責任分担を具体化した法律であると解すれば、本件でも機械を用いた顧客認証システムにおいて顧客認証手段の不正使用が行われたのであるから、預金者保護法4条の類推適用が可能であったと思われる。

第5章 ドイツの法状況

第1節 預金不正払戻の法的構成

一 預金契約の法的性質と預金払戻の法的構成

ドイツにおける従来からの判例通説によると、預金契約は有償委任契約(事務処理契約)の性質を有し、預金払戻は、現金預入、振込、口座振替などとともに、預金契約上の委任事務の一つと捉えられている。具体的には、預金者から銀行に対して一定額の預金払戻の指図がなされると、銀行は「預金の現金化」という委任事務の処理として預金者から指図された金額分の現金を預金者に交付する。預金者に交付された現金は「預金の現金化」という事務処理に要した「費用」であり、銀行は預金者に対して費用償還請求権を取得する。そして、当該費用償還の実行として「払戻金相当額(現金化された金額)」が銀行によって預金者の口座から引き落とされ、その分、口座の預金残高が減少する。以上のように、ドイツでは預金払戻が「預金の現金化」という預金契約上の委任事務として捉えられており、わが国のように預金払戻が「預金の現金化」という預金契約上の委任事務として捉えられており、わが国のように預金払戻が「預金債権の弁済」とは解されていない(34)。

二 預金不正払戻の法的構成

預金払戻を預金契約上の委任事務と捉えるドイツの判例通説は、預金不正払戻の法的構成を以下のように解している。無権限者が預金者のキャッシュカードを不正使用して銀行に対して預金払戻を指図し、銀行がそれに応じて現金を無権限者に交付した場合、預金払戻指図は無権限者によるものであり、正当な権限に基づく指図ではないので、銀行は預金者に対して払戻金相当額(現金化された金額)の費用償還請求権を取得できない。それ故、銀行は費用償還の実行として預金者の口座から払戻金相当額を引き落とすことが許されないので、預金不正払戻から生じた損失は原則として銀行が全額負担する。

しかしながら、無権限者によるキャッシュカードの不正使用について預金者に過

⁽³⁴⁾ BGH Urt.v.17.10.2000,BGHZ145,337; BGH Urt.v.5.10.2004,NJW2004,3623; Russenschuck, Die Auszahlung von Bargeld an Automaten nach deutschem Zivilrecht,2002,SS.62-87; Spindler,Haftungsrisiken und Beweislast bei ec-Karten,BB2004,2766,S.2767; Hofmann,Schadensverteilung bei Missbrauch der ec-Karte,WM2005,441,S.442. 描稿(4)·前掲注(11)9-10頁。

失がある場合、預金契約に基づき預金者に課せられたカードと暗証番号を適切に管理する義務に違反したことになり、銀行は預金者に対して損害賠償請求権を取得するので、当該損害賠償請求権に基づいて銀行は預金者の口座から払戻金相当額を引き落とすことができる。それ故、過失のある預金者は預金不正払戻から生ずる損失を負担することとなる。

以上により、預金者は帰責性(過失)があれば損失を負担するが、帰責性(過失)のない預金者は損失負担を免れる。銀行が善意無過失の場合でも帰責性のない預金者は損失負担を免れ、銀行が損失を負担する。ドイツの判例通説とわが国の判例通説とは結論が全く正反対になる⁽³⁵⁾。

第2節 金融機関の責任分担条項

一 顧客無過失責任条項

上記のように従来からのドイツの判例通説に従うと、預金不正払戻から生じた損失は原則として銀行が負担し、銀行が善意無過失の場合でも銀行は損失負担を免れることはできない。例外として、預金者に過失がある場合にのみ預金者が損失を負担する。

しかしながら、実際には 1980 年代において大半の銀行が損失負担を回避するために預金者の帰責性の有無を問わず預金不正払戻から生じた損失を預金者にすべて負担させる旨の免責条項(顧客無過失責任条項、わが国の最高裁平成 5 年判決の対象となった免責条項とほぼ同じ内容である)を約款において定めていた⁽³⁶⁾。ところが、ドイツの最高裁にあたる BGH(ドイツ連邦通常裁判所)1991 年 4 月 23 日判決(BGHZ114,238)は、損害賠償に関するドイツ民法(BGB)の本質的基本理念である「過失責任の原則」に反することを理由に、顧客無過失責任条項を旧約

⁽³⁵⁾ 注(34) に示した判例と文献参照。それ以外に、Timme,Girovertrag - Anscheinsbeweis bei Missbrauch von EC-Karten,MDR2005,304,S.305; Eggers/Goerth,Die Haftung des Bankkunden für unbefugte Abhebungen mittels ec-Karte und PIN,JuS2005,492. 拙稿④・前掲注(11)10-13 頁。

⁽³⁶⁾ Russenschuck,a.a.O.(N.34),SS.110-121; Schneider,Point of Sale-Zahlungen mit der ec-Karte,1990,SS.147-148; Bucher,Die Risikoverteilung bei der Benutzung elektronischer kartengesteurter Zahlungssysteme,1992,SS.175-176. 拙稿④·前揭注(11)13-17頁。

款規制法 9条(現行 BGB307条)違反により無効と判示した(37)。

二 顧客過失責任条項

従来から用いられてきた顧客無過失責任条項が BGH1991 年判決により無効とされたことから、1995 年以降、ドイツの銀行では、預金不正払戻から生ずる損失を預金者に過失がある場合のみ預金者に負担させる旨の顧客過失責任条項が採用されている。顧客過失責任条項によると、預金不正払戻から生ずる損失は原則として銀行が負担し、預金者に過失がなければ預金者は損失を一切負担しないが、銀行が善意無過失で、かつ、預金者に軽過失がある場合には預金者が全損失の10%を負担し、預金者に故意もしくは重過失があれば預金者が全損失を負担するものとされている(38)。

第3節 ドイツ民法の決済サービス規定における責任分担

BGB の決済サービス規定

ドイツ民法 (BGB) は 1997年の EU 振込指令を国内法化するために 1999年に改正され、振込 (Überweisung) に関する明文規定が創設された。その後、2007年の第一次 EU 決済サービス指令 (PSD1) を国内法化するために 2009年の BGB 改正によって振込規定を改正するかたちで決済サービス (Zahlungsdienste) 規定が設けられた。さらに、2015年の第二次 EU 決済サービス指令 (PSD2) を国内法化するために 2017年7月に決済サービス規定が改正され、改正決済サービス規定は 2018年1月から施行されている (39)。

決済サービス規定の適用対象である決済サービス契約 (BGB675f 条) には $^{(40)}$ 、

⁽³⁷⁾ Taupitz,Zivilrechtliche Haftung bei Kreditkartenmissbrauch,1995,SS.134-144. 拙稿④·前掲注(11)17-18頁。

⁽³⁸⁾ Harbeke,Neue Bedingungen für die Verwendung der ec-Karte,ZIP1995,250; Hoeren,Die neuen Bedingungen für den ec-Service,NJW1995,2473. 描稿④·前揭注(11)24-28頁。

⁽³⁹⁾ Zahrte, Neuerungen im Zahlungsdiensterecht, NJW2018, 337; Spitzer, Gesetz zur Umsetzung der Zweiten Zahlungsdiensterichtlinie, MDR2018, 561; Werner, Wesentliche Änderungen des Rechts der Zahlungsdienste durch Umsetzung der Zweiten EUZahlungsdiensterichtlinie in deutsches Recht, WM2018, 449. 決済サービス規定の概要については、拙稿①・前掲注(3)147-169頁、拙稿②・前掲注(4)164-172頁。

^{(40) 【}BGB675f条(決済サービス契約)】1項「個別決済契約(Einzelzahlungsvertrag)により、決済サービス業者(Zahlungsdienstleister)

銀行に開設された預金口座における資金移動全般がこれに含まれる(41)。具体的には、現金預入、預金払戻、振込、口座振替の他、キャッシュレス決済であるクレジットカード取引、デビットカード取引、電子マネー取引(プリペイドの電子マネーは厳密には決済サービス契約には該当しないが決済サービス規定の適用対象とされている)が適用対象となる(BGB675c条)(42)。それ故、預金不正払戻事案とキャッシュレス決済不正利用事案には、決済サービス規定に置かれた同じ条文が適用される。

決済サービス規定に別段の定めがない場合はBGBの委任契約に関する規定が準用されるので、預金契約に関する従来の判例通説と同様に、決済サービス契約の法的性質も有償委任契約(事務処理契約)の性質を有するものと解される(43)。

二 決済サービス規定における顧客認証手段の不正使用と責任分担

決済サービス規定には、カードや暗証番号などの顧客認証手段が不正に使用された場合に生ずる損失の分担について定めた条文が置かれており、BGB6751条、

- (41) Omlor, in Staudingers Kommentar zum BGB Buch 2,Recht der Schuldverhältnisse, Neubearbeitung 2012,§675f,Rn.31; Herresthal,in Langenbucher/Bliesener/Spindler, Bankrechts-Kommentar,2.Aufl.2016,2.Kap.§675f,Rn.80-81.
- (42) 【BGB675c条(決済サービスと電子マネー)】
 1項「決済サービス(Zahlungsdienste)を目的とする事務処理契約は本款に別段の定めがない場合は、BGB663条、665条から670条、672条から674条までを準用する」。
 2項「本款の規定は電子マネーの発行と利用に関する契約にも適用される」。
 - 3項「信用制度法 (Kreditwesengesetz)と決済サービス監督法 (Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz) の定義規定が適用される」。(4項は省略)
- (43) Staudinger/Omlor,a.a.O.(N.41), Vorbem zu §§675c-676c, Rn.31.

は、支払人、受取人またはその双方の立場を要求する者(決済サービス利用者 Zahlungsdienstnutzer)のために、決済取引(Zahlungsvorgang)を執行する義務を負う。

²項「決済サービス枠契約(Zahlungsdiensterahmenvertrag)により、決済サービス業者は、決済サービス利用者に対して、決済取引を執行する義務を負い、場合により、一人または複数の決済サービス利用者名の継続的決済口座を運営する義務を負う。決済サービス枠契約は、他の契約の一部を構成し、または別の契約と密接な関連性を持つことを妨げない」。

⁴項「決済取引とは、金額の預入(Bereitstellung)、送金(Übermittlung)、または引出 (Abhebung)を対象とする行為を指し、支払人と受取人との間における法的原因関係の 有無は問わない (unabhängig von der zugrunde liegenden Rechtsbeziehung)。決済 委託(Zahlungsauftrag)とは、支払人から決済サービス業者に対して決済取引の執行の ために直接的あるいは受取人を介して間接的に与えられるあらゆる委託を指す」。(3項と5項は省略)

675m条、675u条、675v条がこれに該当する $^{(44)}$ 。これらの条文を総合して導出

(44) 【BGB675] 条 (決済手段に関する決済サービス利用者の義務)】

1項「決済サービス利用者は決済手段(Zahlungsinstrument)を受領した直後から、個人識別符号(die personalisierten Sicherheitsmerkmale)を無権限者から保護するために可能な限りあらゆる措置を講じる義務を負う。決済サービス利用者は決済手段の紛失、盗難、不正使用に気付いたときは遅滞なく決済サービス業者あるいは指定された機関に届け出なければならない。(以下省略)」。(2項は省略)

【BGB675m条(決済手段に関する決済サービス業者の義務:決済手段の送付リスク)】 1項「決済手段を発行した決済サービス業者は以下の義務を負う。1.675l条1項の決済 サービス利用者の義務が遵守されたか否かを問わず、決済手段の個人識別符号を権限あ る者のみに取得させること。2.決済サービス利用者が要求していないにもかかわらず決 済手段を決済サービス利用者に送付しないこと。ただし、すでに決済サービス利用者に 発行された決済手段を新しいものに交換することを要する場合はこの限りでない。3.決 済サービス利用者がいつでも675l条1項2文の届出ができる、あるいは、675k条2項 5文の使用停止の解除を要求できるようにしておくこと。4.決済サービス利用者が675l 条1項2文の届出を無料でできるようにすること。5.675l条1項2文の届出がなされ た後、即座に決済手段の使用をできなくすること。(以下省略)」。

2項「決済手段と個人識別符号を決済サービス利用者に送付する危険は決済サービス業者が負担する」。(3項省略)

【BGB675u条 (無権限決済取引における決済サービス業者の責任)】

「無権限決済取引において、支払人の決済サービス業者は支払人に対して費用償還を請求できない。決済サービス業者は支払額を遅滞なく支払人に返還する義務を負い、当該金額が支払人の口座から引き落とされた場合には、無権限決済取引により引落がなされる以前の状態に口座残高を戻す義務を負う。(以下省略)。

【BGB675v条(決済手段が不正使用された場合の支払人の責任)】

1項「無権限決済取引が紛失したあるいは盗まれた決済手段の不正使用によりなされた場合には、支払人の決済サービス業者は支払人に対して50ユーロを上限に損害賠償を請求できる」。

2項「支払人は以下の場合には1項の責任を負わない。1. 支払人が無権限決済取引前に決済手段の紛失、盗難、その他の不正使用に気付くことができなかった場合。2. 支払手段の紛失の原因が決済サービス業者の被用者、代理人、支店にある場合」。

3項「1項と2項にかかわらず、以下の場合には、支払人は決済サービス業者に対して無権限決済取引から生じた全損害を賠償する義務を負う。1. 詐欺的意図で不正使用に関わった場合。2. 支払人が故意もしくは重過失により以下の義務に違反した場合、a)6751条に挙げられた義務の中の一つあるいは複数の義務、2. 決済手段の発行と利用に関して合意された条件の中の一つあるいは複数の条件」。

4項「1項と3項にかかわらず、以下の場合には支払人は決済サービス業者に対して損害賠償義務を負わない。1. 支払人の決済サービス業者が決済サービス監督法 1 条 24 項が定める強化された顧客認証を要求しなかった場合。2. 受取人あるいは受取人の決済サービス業者が決済サービス監督法 1 条 24 項が定める強化された顧客認証を受け入れなかった場合。第 1 文は支払人が詐欺的意図を有していた場合には適用されない。第 1 文 2 号において強化された顧客認証を受け入れなかった者は不正使用から生じた損害を賠償する義務を負う。

された責任分担ルールは、決済サービス規定が設けられる以前の預金不正払戻事案におけるドイツの判例通説ならびに 1995 年に改訂された銀行の顧客過失責任条項の内容とほぼ同じである。預金不正払戻事案ならびにキャッシュレス決済不正利用事案のいずれにも適用される BGB の責任分担ルールの内容は以下の通りである $^{(45)}$ 。なお、説明の都合上、預金不正払戻事案とキャッシュレス決済不正利用事案を分けて解説する。

預金不正払戻事案の場合。預金者はカードならびに暗証番号を無権限者に不正使用されないように可能な限り適切に管理する義務を負い(BGB6751条)、金融機関はカード等を預金者に送付する際に預金者本人以外に送付しないように注意する義務(暗証番号の漏えいを防ぐ義務もこれに含まれる)ならびに預金者からのカードの紛失届をいつでも受付可能にするとともに、紛失届受領後は速やかにカードの使用を停止する措置を講じる義務を負う(BGB675m条)。預金が不正に払い戻された場合、金融機関は預金者に対して払戻金相当額の費用償還請求権を取得できないので、当該金額を預金者の口座から引き落とすことが許されず、預金不正払戻から生じた損失は金融機関が負担する(BGB675u条)。預金者が軽過失によりカードや暗証番号を適切に管理する義務に違反した場合には、金融機関は50ユーロを上限に預金者に損失を負担させることができるが(BGB675v条1項、2項1号)、不正払戻の原因が金融機関側にあるときはこの限りではない(BGB675条2項2号)。預金者に故意もしくは重過失がある場合には預金者が全損失を負担し、金融機関は損失の負担を免れる(BGB675v条3項)。

キャッシュレス決済の不正利用の場合。顧客はカード、ID、暗証番号、パスワードなどを無権限者に不正使用されないように可能な限り適切に管理する義務を負い (BGB6751条)、決済サービス業者はカード等を顧客に送付する際に顧客本人以外に送付しないように注意する義務 (ID、暗証番号、パスワードの漏えいを防ぐ義務もこれに含まれる)、ならびに、顧客からのカード等の紛失届をいつでも受付可能にするとともに、紛失届受領後は速やかにカード等の使用を停止する措置を

⁵項「1項と3項にかかわらず、6751条2項2文の届出後になされた不正使用から生じた損害について支払人は賠償義務を負わない。決済サービス業者が675m条1項3号の義務を履行しなかった場合には、支払人は1項の賠償義務も負わない。支払人が詐欺的意図を有していた場合、第1文と第2文は適用されない」。

⁽⁴⁵⁾ 拙稿②·前掲注(4)167-172頁。

講じる義務を負う (BGB675m条)。キャッシュレス決済が不正利用された場合、業者は顧客に対して不正利用額の費用償還請求権を取得できないので、不正利用から生じた損失は業者が負担する (BGB675u条)。顧客が軽過失によりカードや暗証番号を適切に管理する義務に違反した場合には、業者は50ユーロを上限に顧客に損失を負担させることができるが (BGB675v条1項、2項1号)、不正利用の原因が業者側にあるときはこの限りではない (BGB675条2項2号)。顧客に故意もしくは重過失がある場合には顧客が全損失を負担し、業者は損失の負担を免れる (BGB675v条3項)。

以上のように、BGBの決済サービス規定における責任分担ルールは、わが国における預金者保護法が採用しているルールに極めて類似していることがわかる。ただ、決定的に異なるのは、ドイツの決済サービス規定は預金払戻やキャッシュレス決済などの決済サービスに共通して適用される一般的なルールであるのに対し、わが国の預金者保護法は機械払の預金不正払戻事案のみに適用されるにすぎないという点である。

第4節 日独法の比較

わが国の判例通説は預金払戻を「預金債権の弁済」と捉え、預金不正払戻を「無権限者である表見受領権者(債権の準占有者)に対する弁済」と構成して民法 478 条の適用により問題を処理する。そして、民法 478 条を特殊な権利外観法理規定と解して、真の債権者の帰責事由を不要とし、金融機関が善意無過失であれば預金者に帰責性がない場合でも金融機関は免責される。つまり、預金不正払戻において金融機関と預金者の双方に帰責性がない場合に預金者が損失を全額負担することが原則とされている。

もっとも、預金者保護法の制定によって機械払事案に限定してではあるが、原則が逆転して、金融機関と預金者の双方に帰責性がない場合の損失は金融機関が全額負担することになり、預金者は軽過失がある場合に全損失の25%、故意もしくは重過失がある場合に全損失を負担することになったが、預金通帳を用いた窓口払事案では、民法478条の適用により預金者が全損失を負担するという原則に変わりはない。たしかに、全銀協の申合せというかたちで実務において窓口払事案においても預金者保護法と同じ内容の責任分担が実現され、帰責性のない預金者は損失負

担を免れているが、現在の判例通説の下では民法 478 条の解釈において、法理論上は、依然として帰責性のない預金者が全損失を負担するという原則が維持されている。そして、預金不正払戻事案における判例法理はキャッシュレス決済不正利用事案における免責条項の効力にも影響を及ぼしており、近時の下級審裁判例では、顧客認証を行ったうえで無権限者にサービスを提供した業者を免責させる旨の免責条項の効力が認められるための要件について、業者が善意無過失であることを必要とする一方で、顧客の帰責性の有無は問わないとしているので、業者が善意無過失の場合には帰責性のない顧客が全損失を負担することになる。

これに対して、ドイツにおける従来からの判例通説は、預金契約を有償委任契約 と性質決定したうえで、預金払戻を預金契約における委任事務の一つと捉えてお り、預金払戻は預金者の指図に基づいて預金を現金化する事務処理と解されてい る。預金者の指図に応じて金融機関が預金者に交付した現金は、事務処理に要した 費用とされ、金融機関は預金者に対して費用償還請求権を取得し、この費用償還請 求権に基づいて現金化された金額が預金者の口座から引き落とされ、預金者の預金 口座残高が現金化金額分だけ減少するという構成である。そして、預金不正払戻で は預金者以外の無権限者の指図に応じて金融機関が預金の現金化という事務処理を 行ったことになるので、金融機関は預金者に対して費用償還請求権を取得すること ができず、預金者の口座から現金化金額を引き落とすことが許されない。つまり、 預金不正払戻から生じた損失は金融機関が負うというのが原則となる。しかしなが ら、キャッシュカードや暗証番号の管理について預金者に過失がある場合は、金融 機関は預金者に対して損害賠償請求権を取得するので、当該損害賠償請求権に基づ き預金者の口座からの引落が正当化され、預金不正払戻から生じた損失は預金者が 負担することになる。さらに、預金不正払戻に関する従来からの判例通説の見解と 同趣旨のルールが 2009 年改正により BGB 内に設けられた決済サービス規定にお いて採用されており、預金不正払戻事案のみならず、キャッシュレス決済の不正利 用事案においても、同じルールが適用される。それによると、キャッシュレス決済 の不正利用から生じた損失について、帰責性のない顧客は一切の損失負担を免れ、 業者が損失の一部あるいは全部の負担を免れるためには、自身が善意無過失である ことに加え、顧客に帰責性があることが必要とされる(業者は顧客が軽過失の場合 は50ユーロを上限に、顧客が重過失の場合は全損失の負担を免れる)。

第6章 キャッシュレス決済の不正利用における責任分担

第1節 わが国の法状況における問題点

前章までの考察において、預金不正払戻事案とキャッシュレス決済不正利用事案をめぐるわが国とドイツの法状況を分析した。本章では、第1節においてわが国の法状況の問題点を洗い出したうえで、第2節においてドイツ法から如何なる示唆が得られるかを検討する。

わが国の法状況における問題点として、以下に示す四点が挙げられる。

まず第一の問題点として、判例通説は預金不正払戻事案に民法 478 条を適用したうえで、同条の要件として真の債権者の帰責事由を不要と解し、金融機関が善意無過失であれば預金者に帰責性がない場合でも預金者に全損失を負担させているが、このような結論はかつては容認されたかもしれないが、少なくとも現時点ではもはや通用しなくなっているものと思われる。なぜならば、預金者保護法の制定により機械払事案に限定されてはいるが民法 478 条とは全く正反対の責任分担ルールが法定され、さらに、預金者保護法と同様の責任分担ルールが全銀協の申合せにより窓口払の預金不正払戻事案と個人顧客のネットバンキング不正送金事案にも採用されており、こうした立法と実務の動きは、判例通説から導き出される結論が不当なものであることを示しているといえるからである。

第二の問題点は、キャッシュレス決済不正利用事案をめぐる近時の下級審裁判例は、業者の免責条項における効力の有無を判断するに際して、預金不正払戻事案における判例法理を無批判にそのままのかたちで参照しているために、業者が善意無過失であれば顧客に帰責性がない場合でも顧客に全損失を負担させる内容の免責条項の効力を認めることにより不当な結果を容認する裁判例や、民法 478 条の解釈として判例が債務者に要求しているのと同じ内容の注意義務を民法 478 条の適用対象ではないキャッシュレス決済不正利用事案において法的根拠を示すことなく業者に課している裁判例などが現れている。そもそもキャッシュレス決済不正利用事案が民法 478 条の適用あるいは類推適用の対象になり得るのか(表見受領権限者に対する弁済といえるのか)疑わしいにもかかわらず、この点に関する理論的考察を行うことなく、預金不正払戻事案の判例法理をそのまま受け入れているこ

とは問題といえる。

第三の問題点は、裁判実務において、民法478条が預金不正払戻事案に適用さ れるだけではなく、キャッシュレス決済不正利用事案における免責条項の効力にも 多大な影響を及ぼしているにもかかわらず、同条の要件として真の債権者の帰責事 由を不要とする判例通説が確固たる地位を築いており、帰責性のない顧客(預金 者)が損失負担を強いられるという不当な結論が容認されている点である。このよ うな判例通説が維持されることにより、同じ預金不正払戻事案であるにもかかわら ず、機械払事案では預金者保護法の適用により帰責性のない預金者は損失負担を免 れるのに、窓口払事案では民法478条により帰責性のない預金者も損失負担を強 いられる。対面取引か非対面取引かの違いによって結論が真逆になることが正当 化されるのか、また、キャッシュレス決済サービスは業者と顧客とが対面しない非 対面取引であるが、非対面取引における資金移動という共通点がありながら、機械 払の預金不正払戻事案では帰責性のない顧客は損失負担を免れるのに、キャッシュ レス決済不正利用事案では帰責性のない顧客が民法 478 条を具体化したかのよう な免責条項の効力により損失負担を強いられることになるが、このような結論が果 たして容認されるのであろうか。**EU** の決済サービス指令ならびにそれを国内法化 したBGBの決済サービス規定が、預金払戻とキャッシュレス決済をいずれも決済 サービスに当たるとして同一の責任分担ルールを適用しているのは、預金不正払戻 事案とキャッシュレス決済不正利用事案とで別個の責任分担ルールを適用するこ とが不当であることを示唆しているものと思われる。

そして、第四の問題点として挙げられるのは、そもそも上記の三つの問題を惹起した根本的な原因として、預金不正払戻事案とキャッシュレス決済不正利用事案における従来の裁判例が、業者と顧客との間に契約関係があるにもかかわらず、当該契約関係の法的性質ならびに契約から発生する当事者の義務についての検討が不十分であり、加えて、顧客認証システムが契約当事者の合意によって導入されているにもかかわらず、適正な顧客認証を実行するために業者と顧客の双方にそれぞれどのような契約上の義務が課されるべきかの検討も十分になされていないという点である。

近時有力に唱えられている典型契約論において非典型契約をめぐる法的諸問題 の解決にとってそれと類似の性質を有する典型契約規定に含まれる任意規定が重 要な役割を果たすことが主張されている⁽⁴⁶⁾。預金契約ならびにキャッシュレス決済サービス契約は当然のことながら民法に明文規定を置かない非典型契約であるが、非典型契約の内容を確定・補充・解釈するにあたり、当該契約と性質が類似した典型契約規定に設けられた任意規定に内在する機能(任意規定の契約内容補充機能と契約内容調整機能)を重視する典型契約論の考えに基づき、預金契約ならびにキャッシュレス決済サービス契約の法的性質を解明したうえで、それと類似した性質を有する典型契約を見出し、当該典型契約規定に設けられた任意規定の機能を活かして、契約内容を確定・補充・解釈することが求められる。

第2節 委任契約的構成による当事者の契約上の義務と責任分担

それでは、前節で洗い出したわが国の法状況の問題点を解決するために、ドイツ 法から如何なる有益な示唆が得られるのであろうか。

まず、ドイツでは従来からの判例通説において預金契約は有償委任契約と性質決定され、預金払戻は預金の現金化という委任事務であり、預金不正払戻は無権限者の指図による事務処理と解されることにより、金融機関に損失を負担させることを原則としながら、預金者に帰責性がある場合にのみ例外的に預金者に損失を負担させるという責任分担ルールが形成された。そして、この責任分担ルールに従ったかたちで銀行の約款が改訂され、また、2007年のBGB改正により、預金払戻とキャッシュレス決済をいずれも包含する決済サービスに関する規定がBGB内に設けられたが、決済サービス規定においても同様の責任分担ルールが明文化されているので、現在のドイツでは預金不正払戻事案のみならずキャッシュレス決済不正利用事案においても、業者が原則として損失を負担し、帰責性のない顧客は損失の負担を免れるという責任分担ルールが採用されている。さらに、BGBの決済サービス規定に設けられた責任分担ルールには、顧客認証が適正に実行されるよう

⁽⁴⁶⁾ 大村敦志『典型契約と性質決定』(有斐閣、1997年) 348 頁以下、山本敬三「契約法の改正と典型契約の役割」山本敬三ほか『債権法改正の課題と方向(別冊 NBL51号)』(商事法務研究会、1998年) 4 頁以下、潮見佳男『契約各論 I』(信山社出版、2002年) 3 頁以下、石川博康「典型契約と契約内容の確定」内田貴=大村敦志編『民法の争点(ジュリ増)』(有斐閣、2007年) 236 頁以下。なお、椿寿夫=伊藤進編『非典型契約の総合的検討(別冊 NBLNo.142)』(商事法務、2013年)に収録された諸論考が参考になる。特に、椿寿夫「典型契約と非典型契約をめぐって」同書3 頁以下、織田博子「預金契約」同書126 頁以下。

に業者と顧客の双方の義務が法定されており、顧客は顧客認証に用いられる顧客認証手段を適正に管理する義務を負う。そして、顧客は認証手段管理義務に違反した場合のみ損失の一部(軽過失の場合)または全部(重過失の場合)を負担するという責任を負う。認証手段管理義務に違反していない顧客は一切の損失負担を免れるので、預金不正払戻事案のみならずキャッシュレス決済不正利用事案においても顧客に認証手段管理義務違反があったか否かが主たる争点となる。

以上のように、ドイツの従来からの判例通説ならびに BGB 内に 2007 年に新設された決済サービス規定のいずれにおいても、預金不正払戻の問題は、委任契約の性質を有する預金契約上の顧客認証をめぐる当事者の義務と責任分担の問題と捉えられており、しかも、決済サービス規定が設けられて以降は、キャッシュレス決済を含む決済サービス全体において共通のルールが法定されたことから、キャッシュレス決済不正利用の問題も委任契約の性質を有するキャッシュレス決済サービス契約上の顧客認証をめぐる当事者の義務と責任分担の問題として捉えられるようになった。このようなドイツの法状況の下では、前節で抽出したわが国の法状況における問題点の大半が解消されるものと思われる。

それ故、私見としては、ドイツ法を参照して、預金契約ならびにキャッシュレス 決済サービス契約が委任契約の性質を有することを認めたうえで、当事者の合意の 下で導入された顧客認証システムにおいて適正な顧客認証を実現するための義務 として顧客に認証手段管理義務を課したうえで、当該義務に顧客が違反した場合の み顧客に損失を負担させるという法的構成をわが国でも採用すべきであると解す る。すでに、預金取引経過開示請求権に関する最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 巻 1号 228 頁、ならびに、共同相続された預貯金債権の遺産分割対象性に関する最大 決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 巻 8 号 2121 頁において、預金契約が預金口座を介 して、現金預入、預金払戻、振込、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続など の事務処理を行う委任契約の性質を有することが認められているので、わが国でも ドイツと同じ構成を採用することに法的な障害はないと思われる。

私見によると預金不正払戻とキャッシュレス決済不正利用の法的構成は具体的 には以下のようになる。

まず、預金不正払戻について。預金契約は判例が述べているように委任契約の性質を有しており、預金口座を介して現金預入、預金払戻、振込、口座振替などの事

務処理を行うことを内容とする継続的役務提供契約と解すべきである。預金者が委任者的地位、金融機関が受任者的地位に立ち、預金者が金融機関に対して委任事務を指図し、金融機関は預金者からの指図に従って委任事務を処理する。そして、預金払戻は預金契約上の委任事務の一つであり、預金者が一定額の預金払戻を金融機関に指図すると、金融機関は指図された金額分の現金を窓口であるいはATMを介して預金者に提供する。預金者に交付された現金は預金払戻(預金の現金化)という事務処理に要した費用であり、金融機関は預金者に対して費用償還請求権を取得し、当該費用償還請求権に基づき預金者の預金口座から費用相当額(預金者に交付された現金額)が引き落とされる。以上が正常な預金払戻の法的構成である。

そして、預金契約上の委任事務である預金払戻を行う際に実施される顧客認証をめぐり、預金者は預金通帳、キャッシュカード、ID、暗証番号、パスワードなどの認証手段を無権限者に不正使用されないように適切に管理する義務を課せられる一方で、金融機関は預金払戻等の事務処理を行うに先立ち適正な顧客認証を実行するために、無権限者による不正使用をできるだけ排除し得るように顧客認証システムの設置管理の全体にわたって安全性を確保する義務を負う。つまり、預金契約に基づいて預金者は顧客認証手段の管理義務を、金融機関は適正な顧客認証を行うためにシステムの安全性を確保する義務を負う。

次に、預金不正払戻の法的構成であるが、無権限者が金融機関に対して預金払戻の指図をして、金融機関が実際に指図された金額分の現金を無権限者に交付しても、正当な権限に基づく指図による事務処理ではなく、金融機関は預金者に対して費用償還請求権を取得できず、払戻金相当額を費用として償還請求できないので、金融機関は預金口座から払戻金相当額を引き落とすことが許されない。それ故、預金不正払戻から生ずる損失は原則として金融機関が負担する。しかしながら、預金不正払戻の原因が預金者の認証手段管理義務違反にある場合には、金融機関は預金者に対して損害賠償請求権を取得できるので、当該損害賠償請求権に基づき、払戻金相当額が損害賠償として預金者の口座から引き落とされる。その結果、預金不正払戻から生ずる損失は預金者が負担することになる。預金者は認証手段管理義務に違反した場合にのみ損失を負担し、何ら帰責性のない場合には一切の損失負担を免れる。

そして、以上に示した預金払戻と預金不正払戻の法的構成と同様の構成をキャッ

シュレス決済にも導入すべきであり、キャッシュレス決済サービスも委任契約の性質を有する継続的役務提供契約として、顧客からの指図に際しての顧客認証を適正に行うために、業者は無権限者による不正利用をできるだけ排除できるように顧客認証システムの設置管理の全体にわたって安全性を確保する義務を負い、顧客は顧客認証手段を適切に管理保管する義務を負う。双方が無過失の場合には業者が損失を負担し、顧客は損失負担を免れる。顧客が損失の一部または全部を負担するのは、顧客認証手段の管理について顧客に過失(帰責性)がある場合に限定される。以上のように、預金不正払戻事案への民法 478 条の適用を否定したうえで、委任契約の性質を有する預金契約において、顧客認証をめぐり金融機関と預金者の双方に注意義務を課したうえで、預金者に帰責性がある場合のみ預金者に損失を負担させる責任分担ルールを導入すべきである。そして、キャッシュレス決済サービスについても同様のルールを導入して、帰責性のない顧客を損失負担から解放すべきである。

(明治大学法学部教授)

(付記) 本稿は科研費基盤研究 A 「消費者取引に伴うリテール決済サービス法制の構築」(研究代表者: 千葉恵美子 研究課題番号: 15H01927) の研究成果の一部である。